

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成 1 9 年 第 1 回 有 田 川 町 議 会 定 例 会)

平成 1 9 年 3 月 1 6 日

午 前 9 時 3 0 分 開 議

於 議 場

日 程 第 1 一 般 質 問

日 程 第 2 諸 報 告

2 出 席 議 員 は 次 の と お り で あ る (26 名)

1 番	尾 上 武 男	2 番	増 谷 憲
3 番	堀 江 眞 智 子	4 番	亀 井 次 男
5 番	東 武 史	6 番	細 東 正 明
7 番	田 中 良 知	8 番	岡 省 吾
9 番	前 勢 利 夫	10 番	湊 正 剛
11 番	佐々木 裕 哲	12 番	森 本 明
13 番	横 畑 龍 彦	14 番	殿 井 堯
15 番	浦 博 善	16 番	林 道 種
17 番	坂 上 東 洋 士	18 番	楠 部 重 計
19 番	新 家 弘	20 番	西 弘 義
21 番	中 西 正 門	22 番	中 山 進
23 番	竹 本 和 泰	24 番	大 岡 憲 治
25 番	橋 爪 弘 典	26 番	森 谷 信 哉

3 欠 席 議 員 は 次 の と お り で あ る (な し)

4 遅 刻 議 員 は 次 の と お り で あ る (な し)

5 会 議 録 署 名 議 員

10 番	湊 正 剛	18 番	楠 部 重 計
------	-------	------	---------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町長	中山正隆	助役	山崎博司
総務課長	須佐見政人	清水行政局長	保田永一郎
消防長	片畑昌宙	企画課長	山崎正行
福祉課長	東敏雄	住民課長	星田仁志
税務課長	赤井康彦	出納室長	浜田文男
情報管理課長	水口克將	建設課長	中西一雄
産業課長	東信行	地籍調査課長	福原茂記
水道課長	嶋崎篤生	下水道課長	中井勇
教育委員長	鈴間稔	教育長	楠木茂
学校教育課長	岩本良憲	社会教育課長	平内竹信

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	本下浩久	書記	池尻ひろ子
------	------	----	-------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（亀井次男）

おはようございます。

ただいまの出席議員は26人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 一般質問 ……………

○議長（亀井次男）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順次、一般質問を許可いたします。

…………… 通告順6番 12番（森本 明） ……………

○議長（亀井次男）

12番、森本明君の一般質問を許可します。

12番、森本君。

○12番（森本 明）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、平成19年度予算を拝見させていただきました。本年度最終予算に比べ、約9億円の歳出削減に努められ、当局の苦悩がにじみ出ています。今後の補正予算については、災害等緊急を要する予算のみに控え、このまま推移するよう望みますとともに、行財政改革、集中改革プランのなお一層の取り組みをお願いするものでございます。

それでは質問に移らせていただきます。

最近、教育問題が中央でも盛んに議論され、新しい基本法が策定されることが間違いないと思われませんが、虐待やいじめ問題、不登校等、教育現場の苦悩が浮き彫りになっています。

そこで、私の提案で恐縮ですが、保育所や子供福祉を所管する福祉課の一部と義務教育を統括する学校教育課を統合して、子供育成課のようなところを設け、子供さんに関する窓口を一本化し、町民の利便性の向上を図るとともに、乳幼児期から就学期まで一貫した施策展開や事前調査が行えるようにしたらどうですか。また、町内には受け皿の幼稚園がございません。教育の一元化で教育の専門家の知恵が生かされると思われれます。また、児童が保育所から1年生に上がる際、家庭環境や児童の特徴等、必要な情報交換や引継ぎがスムーズに

行われ、小学校の先生にも喜ばれると思います。もちろん、保育園は保育に欠けるお子様を預かっていることは承知しております。幸い町内の学校は、教育委員長初め優秀なスタッフのたゆまぬ努力のおかげで、ほぼ良好で、成績も県内では抜群と聞いていますが、教育現場が乱れないうちに1歩先んじた新しい改革を考え、取り組む必要があるのではないのでしょうか。一度、研究、検討をしていただきたいと思います。中央管轄官庁の違いもあり、縦割りの中で非常に難しいと思いますが、他都市では既に実施しているところもあるそうです。急ぎませんので、ご一考をお願いいたします。

次に社会教育について質問させていただきます。

教育の中で各家庭の担う役割が非常に大きなウエートを占めると思います。ご父兄の連携、親睦を図るためにも、クラス対抗のスポーツ親子大会、なるべく簡単にできる、ゲートゴルフ、ドッチボール、綱引き等の競技を休みの日に実施したらよいのではないのでしょうか。そしたら、授業参観等に出席できなかった多くの皆様も参加され、学校が身近に感じられ親しみがわき、お互いに親睦が図られると思います。地域で連携を保ち、各家庭で仲良くすることが第一歩であり、子供たちに与える影響ははかり知れないものがあるのではないのでしょうか。

次に、研修に関することをございます。

いろいろな研修を実施されている中で、目からうろこの落ちるオーストラリア研修は、グローバルな社会に目を向けた施策で、有田川町をしょって立ち将来世界に羽ばたく人材育成も大事なことはわかりますが、しかしその一方で、自己負担金を用意できない家庭もあるでしょう。小さな胸を痛める子供様はどうするのですか。教育は皆に日を当てるのが大原則ではないのでしょうか。今まさに、勝ち組、負け組と言われる格差社会の中で、教育ぐらいは平等にと思いますが、その辺りをどのようにお考えですか。旧吉備町のときから10年にもわたり実施されている事業ですから、健康・健全な数多くの青少年を育成されたものと思いますが、しかしながらその裏では、何百人分の30人に入れなかったもののねたみ、仲たがいも、いろんなことがあることも考えられます。今までに多くの血税を導入されてきた事業ですので、この辺をいっぺん総括して、効果等を私たちにも、プライバシーに配慮しながら開示していただければありがたいと思います。

次の質問は、町内の遊休農地についてでございます。

遊休農地の情報をホームページ上に写真付きで情報発信したらよいのではないのでしょうか。面積、売買、賃貸等、所有者の意向を踏まえ、すぐに耕作できる簡単な草刈でOK、そのようないろいろな公開可能な情報を、これから退職される団塊の世代の皆さん宛てに公開、発信したらよいと思われませんが、いか

がお考えでございますか。荒れていく棚田も守れるかもわかりません。

次は、先日、農業者年金協会結婚相談所開設のパンフレットをいただきました。私は、素直にたいへんよいことと思っています。個人情報保護に十分に配慮されますことを願います。農業の後継者、商店主、サラリーマン等すべての方の味方として尽力されますことを念じています。大きく展開、発展されますと、少子高齢化解決の一助となり、有田川町の発展に寄与することでしょう。そのためにも、町から都会に出て働いている方等も含め、近畿、全国へと大々的に発信され、集団コンパ等を実施してほしいと思いますが、予定されていますか。花火のように打ち上げただけでは施策ではありません。フォローが大事ですから、この点よろしく願いしときます。このような事業はたいへん神経質な難しい側面を持っているので、十分慎重な対応が望まれると思います。その点で事務局は片手間にできることではないと思いますが、いかがお考えですか。

これで1問目の質問を終わらせていただきますが、町長、わがままですみませんが、答弁はなるべく、まあ大事なことは町長でありがたいのですが、事務的なことは担当課長でお願いできたらと思いますが、これは議長どうですか。町長は何もかも熟知されていますが、ひな壇の課長も有能な方ばかりですので、退屈するといけませんので、まあその点よろしく願いしときます。これで第1問目を終わります。ありがとうございます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

森本議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

また、補足については担当課から、詳しいことについてはお答えさせていただきたいと思います。

まず第1問目の、学童・幼児教育の一元化に向けてというお話でありますけれども、まったく的を得た意見だと思います。たいへん貴重な提案であると思っています。福祉と教育の一元化は、これからの幼児教育を推進していく中で、本当にこう、キーワードになる大きな方向性を示していると思われれます。現在小学校へ入学する児童については、小学校から校長先生が、それから教育委員会からは指導主事が常に保育所の方へ行って、いろんな情報の交換をしておるところであります。また、森本議員提案の子供育成課のような課を設置して、情報交換と、学校と保育所がお互いのノウハウの相互理解を進めるということは理想であります。議員ご指摘のとおり、縦割り行政の弊害というものがあるところでもあります。今後、福祉課と学校教育課との協議を活発にさせて、

今後の対策を検討させる機関を設置することも視野に入れて、研究・検討をしていきたいと思っております。

それから2番目の、父兄との連携・親睦を図るべく、クラス対抗親子スポーツ大会を実施できないかということでもありますけれども。昨今、本当にこう、児童を取り巻く情勢というのはたいへん複雑で厳しいものがあります。やっぱりそういった背景の中に、やっぱり親子関係、あるいはおじいさん、おばあさんと子供との関係、これが非常に希薄になっているというのも大きな原因だと私は考えております。議員さんご指摘のとおり、今後ですね、子供と親、あるいはおじいさんと孫、そういった方々が、1年に一度でも集えるような機会を検討していきたいと思っております。

それからオーストラリアの研修、いろいろご意見をいただきました。

もうこれ10年ほど続けてまして、非常にこう大きな成果を得ております。ただ希望者がたいへん多くてですね、30名をはるかに超すと。その中で抽選とかいろいろな審査をして選ぶわけなんですけれども、やっぱり漏れた方の不満とかそういうこともあるやに聞いています。ただ、これは学校教育でやってる事業ではなくて社会教育でやっている事業でありますので、ある程度自己負担もいたしかたないのかなと考えています。それで、非常にこう多くの方に参加していただけるように、要保護、準要保護の家庭については、今後ですね、軽減もさせていただきたいなと思っております。また、今10万円ほど1人もらっているんですけども、それも1年間の分割払いも可能だということで、1月8,000円ぐらいの分割払いの方式もとっています。今後この事業についても、いろいろな方向から検討しながら続けていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

それから、町内の遊休地をホームページで知らせということでもあります。

現在、農業委員会で農地銀行というのがありまして、貸したい人、借りたい人、いろいろな募集を行っています。これの啓発については、公民館とか役場、あるいはチラシなどで随時知らせているところでもありますけれども、現在ではですね、借り入れが61人に対して、貸し出しの希望者が田んぼ2反の1件という状況でございます。これについては、一生懸命にそういったものを掘り起こして、できるだけ遊休地に、荒れた耕地にならないように、まあ農業委員会の方も今後努力をしてくれると思っています。ただ、議員さんご指摘のとおり、今後ですね、清水地区あるいは金屋地区の山間部、特に棚田でありますけれども、これはどんどんと荒廃をしていくということで、また地域の方々とも相談して、できるだけ荒廃した土地を貸していただけるようにPRをやってみたいなと思っております。現在のところ、荒廃をさせてもですね、なかなか他人に貸さないというような田んぼが非常に多いわけで、今後そういった田んぼも、農業委

員会が入ればですね、昔のように小作権とかそういうことがつかないんで、きちっと契約したら、その年数で自分の手元に返るということで、非常にこの棚田とかそういう山間地の荒廃、これ今後大きな問題になってくるので、またみんなと、地域の方と一緒にあって、そういう荒廃地もありますし、今後ますます荒廃地が予想されますので、この田んぼについては、できるだけみんなに借りていただけるように、調査をしてみたいと思っています。

それから、今回、農業者年金協会結婚相談所が開設されまして、非常にいいことだなと思っています。ただ、まだ今できたばかりで、登録の方は、男の人現在は3名です。まあこの間できたばかりで無理がないと思いますけれども、現在3人で、女の方についてはまだ1人も登録されていません。それで、議員おっしゃるとおり、打ち上げだけに終わるなということで、農業者年金協会の役員さんも非常にこう熱心に取り組んでくれますので、今後、希望者というか入会者が増え次第、都会との交流のような合同のコンパも計画をしてもらえるように努力をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（亀井次男）

教育長、楠木君。

○教育長（楠木 茂）

森本議員さんにお答えを申し上げます。

町長答弁と少し重複するところがございます。ご了承願いたいと思います。

まず、福祉と教育の一元化につきましてです。

これ本当に、議員ユニークな、そしてたいへん重要な提案であろうと私は思います。答弁は町長と重複しますが、いろんな方法があると思うんです。福祉課の職員あるいは学校教育課の職員、これを兼務させて、合体をさせるという点もあろうし、今後、福祉課と学校教育課の中で協議をさせていただきたい。こういうように思います。

そして、クラス対抗子供スポーツ大会の件でございますけれども。

有田川町では、各種のスポーツ教室や体育の振興を図ってまいっているところでございます。社会教育あるいは社会体育の場で、全町的にですね、親子で参加できるスポーツとしては、ウォークラリー、子供スキー、歩こう会、レクレーションダンスなどを実施をしておるところでございます。また、各学校独自で実施している教職員とPTAのいろんな各種のスポーツ大会へ子供の参加を呼びかけるという、そういう手もございまして、クラス対抗の親子スポーツ大会などを呼びかけていたらなど、そういうように思っております。なお、新規でございますが、19年度に実施を予定しております有田川町町民運動会——これは仮称でございますが、この中におきましても、親子のスポーツイベ

ントというのを取り入れていきたいなど、そういうように思っております。今後、家庭教育あるいは地域の教育の進展が重要なウェートを占めるものと考えております。そういう意味におきまして、親子のスポーツの進展、これを真剣に取り組んでいかなければならないというように思っております。

続きまして、オーストラリア研修につきましてでございます。

中学生の海外の自己負担について。この事業につきましては、町長の答弁どおり平成10年からこれを実施をし、人材育成事業として県内外からもたいへん注目を浴びている事業でございます。文化体験を通じて未来のある子供たちの想像力を高め、明日を担う若者人材育成を図ってまいっているところでございます。

この研修事業につきましては、社会教育活動の一環として位置づけて、当初より費用の一部を受益者負担として参加者に負担をしていただき、そういうふうにして実施をしております。なお平成18年度より、できるだけ参加のしやすい方法を模索した結果、負担金の分割納入制度を取り入れているところでございます。これは、なるべく多くの子供たちに参加申し込みの促進を図るためでございます。本年度は、これを利用していただく家庭はなかったのでございますが、今後も負担をなるべく軽減をした方法で募集を行ってまいりたいと考えております。議員ご指摘のとおり、負担金を用意できない家庭につきましても、申し込みの際、個別に相談できる態勢も検討していきたい。そういうように考えております。そしてまた、10年を契機にですね、それを評価すると。これも大事なことでございますので、私の知っている限りは、研修を受けまして、そして高校、大学を経て、英語の勉強のために留学をしている生徒も何人か知っております。やっぱり米国、外国へ行くということも非常に勉強になるということで、その総括もしてまいりたいと、そういうように思っております。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

産業課長、東君。

○産業課長（東 信行）

私の方からは、遊休農地のホームページと、それから結婚相談所について、町長答弁とだぶるところもあると思いますが、お答えさせていただきます。

まず、遊休農地の情報をホームページでということでございますが、昨今、農業従事者の高齢化、また農業離れが進んでおります。たいへんこう荒れた畑や田んぼが増えつつあります。旧町時代にも町の広報等でPRもしてきたところでもありますけれども、遊休農地の解消、あるいは農地の有効利用には至っておりません。そのために今回、区長さんをお願いをいたしまして、このような

パンフレットを回覧してもらったところでございます。

また、公民館や集会所等にもポスターを掲示しております。ただ先ほど町長も言いましたけども、現状では希望者が61人に対して、吉備地区で1件の田んぼが出ているというようなことで、どんどんそういう希望農地が出てきてくればなと思っております。農業委員さんはもちろんのこと、これからもPRをしていただいて、荒廃していく遊休農地をできるだけ少なくしていくために、貸し出す希望者が増えればと思います。また、PR活動により貸し出し希望者が増えてくれば、森本議員さんがおっしゃるようにホームページ等へ載せていけたらなと思います。

それから結婚相談所についてですが、最近、独身者の増加、また晩婚化が進んでおります。結婚していない人だけの問題ではなくして、結婚している人にとっても、まちの未来を左右する大きな問題であります。それを解消するために今回、農業者年金協会によります結婚相談所の開設に至ったところでございます。この3月1日に開設したばかりですので、農業者年金協会の代議員さんのPR活動、また町の広報、各庁舎へのポスター掲示を行っておるところでございます。

今のところ、町長がおっしゃられましたように、登録された方は男性3人。ただ、昨日かおととい、女性の方も1人申し込んでくれたようです。今後は、公共施設への掲示や、また新聞等でも呼びかけてPR活動ができればなと思っておるところでございます。登録会員がある程度増えてくれば、集団パーティー、またコンパを計画できるとは思います。ただ、議員さんがおっしゃる個人情報保護の関係もございますので、慎重に進めて、一過性ではなく地道に活動を展開していきたいと思っております。

また、事務局については、事業主体が農業者年金協会でありますので、産業課内においております。ただ、まだ始まったばかりですので、専用の相談室等は設置しておりませんが、相談員の農業者年金協会代議員さんを先頭に活動を続けていき、今後、充実していけば、相談室また事務局も検討していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、結婚はこうすぐにまとまるものではございませんので、じっくりと進めていけたらなと思っております。

以上です。

○議長（亀井次男）

12番、森本君。

○12番（森本 明）

12番、再質問をさせていただきます。

1点だけ、オーストラリアの研修についての効果が出ていると口で言われる

ばかりで、私はちょっとわからないので、今後その資料等をプライバシーに配慮して、私たちにも開示していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

その点だけお答えください。

○議長（亀井次男）

教育長、楠木君。

○教育長（楠木 茂）

森本議員さんにお答えをいたします。

プライバシーに配慮しながら開示をしていきたいと、そういうように思います。

○議長（亀井次男）

以上で、森本明君の一般質問を終わります。

…………… 通告順 7 番 2 3 番（竹本和泰） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、2 3 番、竹本和泰君の一般質問を許可します。

2 3 番、竹本君。

○2 3 番（竹本和泰）

議長さんの許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

急速に進む少子高齢化や住民要望の多様化、地方分権の推進などから、町の役割が増える反面、国の構造改革、特に三位一体の改革による財政面への影響により、地方自治体の財政は厳しい環境下であると思われまます。

そのような認識のもと、私は今回、当町の財政の見通しと 3 町合併に向けて策定した建設計画、いわゆるまちづくり計画の動向について、町長並びに関係課長にお伺いをいたします。

まず初めに、町財政の見通しについてお尋ねします。

町長は、当議会冒頭の所信表明演説で行財政改革への決意を表明されました。投資的経費の抑制のため事業の見直しを行い、公債費の削減、町職員の意識改革等による行政改革を訴えられました。私も、当町の行財政改革は、行政のスリム化と投資的事業の見直しは大きな要素であるとの観点から、全く同調するものであります。

しかし、行政のスリム化による住民サービスの低下を招くものであってはなりません。特に山間地域においては過疎化・高齢化が著しく進み、住み慣れた地域で安心して生活していけるのか不安を抱く住民も少なくありません。きめ細かな福祉の充実、住民生活に密着した行財政運営が望まれます。町長に再度、将来への行財政運営の方向についての決意のほどをお伺いします。

それから、厳しい財政の状況下、平成 1 9 年度一般会計予算は 1 6 2 億 7、

000万円で、前年度比12%増の大型予算であります。これに対し公債費一借金返済金であります。33億5,800万円となっており、公債費負担比率が20.7%を占め、財政硬直化の状況にあるのではないのでしょうか。

そこで、当町の標準的財政規模と本年度末及び5年先の起債残高、公債費比率及び経常的収支比率の見通しについてお伺いをいたします。

次に2つ目の質問、建設計画についてお伺いします。

合併に向けて旧3町住民に示した建設計画、いわゆる新町まちづくり計画は、有田川町総合計画のマスタープランとしての役割をなすものであり、「安らぎのあるまち」「快適なまち」「生きがいのあるまち」を基本テーマとし、保健福祉の充実、産業振興、生活基盤整備等6つの基本方針を柱に策定されています。その中で建設事業については、10年間に一般会計と特別会計分を合わせて533億円の事業計画であります。

この事業費は、庁舎の建設等旧3町に共通する新町での事業費と、旧3町での懸案の事業に割り振りされた経費であります。この財源は、国、県の補助金及び合併特例債の借入金130億円と、他の借入金などを利用するとして計画であります。私は、現状でも非常に厳しい財政状況のもとで、到底これだけの事業費533億円の消化は無理であろうと思っています。

昨年の第1回定例会一般質問において、この建設計画事業について町長にお尋ねしたところ、町長は「今はそういうことを考えるより、できるだけこの計画に沿った事業が進められるように一生懸命努力していきたい」と答弁されています。その時点では、合併間もないときでもあり、その答弁に理解できたのであります。しかし、今この厳しい財政状況の中で、建設計画事業の実施遂行をどのように考えておられるのかお伺いをします。

また、この10年間の建設事業費533億円が財政的に縮小なり、仮に7割程度しか実施できない場合、旧3町への割り振り額の均衡は保たれるのでしょうか。私は、まず確実に見通しのつく範囲内で、旧3町で計画している事業を調整しながら、数年度単位で均衡のとれた事業を実施していくことが大事ではないかと思えます。そして、財政的に見通しがつく範囲内で追加事業を実施していくということであれば、旧3町に割り振りされている事業費がアンバランスになるのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

以上、町長の答弁を求め、第1回目の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

竹本議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、財政見通しについてはどうかということでもありますけれども、財政の

見通しについては、非常にこう厳しさがあります。国の三位一体改革の影響がですね、ここへ来て非常に大きな要素を占めて、財政的には、非常にこう将来的にも苦しいものと思われまます。

今後、人件費とか公債費、これを縮小することにより財政状況はある程度改善すると考えてますけれども、国の三位一体改革の、国の借金返済というか、国が借金を返すスピードというか、国のためのスピードが非常にこう早いので、これについていけるように、早急にこの行財政改革を実施していかなければならないと思っています。またこのことによって、議員ご指摘のとおり住民に迷惑がかかるというようなことがあってはならないので、住民のニーズに適した行財政サービスを行いたいと思っています。これには財政構造を見直し、柔軟性と持続性を持たせる必要があります。そのために来年度から集中改革プラン5ヶ年計画というのを立ててまして、これをもとに行財政改革に取り組みながら、歳入と歳出の見直しを進め、将来も持続可能な財政構造にしていきたいと考えてます。

それから5年先の起債残高、公債費比率、経常収支比率はどんなもんなというところでありますけれども。新町において、今後5年間の具体的な事業計画というのはまだできてませんので、今後、国の財政健全化の影響なども今後出てくるし、非常にこれは不確定なところでありますけれども、地方債の残高は辺地債と過疎債を現在の規模で借入して、合併特例債を10年間ですべて借り入れた場合を想定した5年間の数値は推計をしています。

一般会計では、平成18年度257億4,000万円から平成23年度には240億5,000万円に減少する予定でありますけれども、その一方で、特別会計、簡易水道・公共下水道の整備により、平成18年度は72億円から平成23年度末97億8,000万円へ増加する見通しであります。公債費比率は、平成18年見込み21.5%、平成23年度も21.6%と、だいたい横ばいをするを見込んでますけれども、経常収支比率については、交付税の減少がやっぱり大きく影響するため、平成18年度見込み98.8%から平成23年度には109.2%へと、このままいけば悪化する見通しであります。

また建設計画の動向について、合併のときに27年度までの事業計画を行い、継続事業は1年でも早い完成を目指して取り組んできていますけれども、議員ご指摘のとおり、たいへん厳しい財政状況でございます。そんな中で、533億円の合併事業計画の実施についての認識はということでございますが、今後においては、この建設計画を基本として、継続事業については1年でも早く完成するように、それから実施計画を検討しているものについては事業化を行い、着手に向け進めたいと思っています。しかし、事業実施は地域の皆さんの協力が必要不可欠でもあります。そうした地域の状況も考え、また財政状況も踏ま

え、計画の見直しや変更も視野に入れて進めていきたいと思っています。計画の縮小や、実現できない事業もあるかも知れませんが、その場合には合併当初、地域で配分というか枠を組んでおりますので、その均衡というのは、今後も試しながら実施をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（亀井次男）

23番、竹本君。

○23番（竹本和泰）

再質問をさせていただきます。

非常にまあ、今の町長さんの答弁の中では、厳しい状況というのが本当にこうわかったわけなんですけども、その中でも、町長さんの行政改革への意気込みも話されたと思います。しかし、平成19年度一般会計は162億円余りとたいへんな予算であります。地方債もその中で24億3,000万円の借入れを充てているわけです。この有田川町の標準財政規模はちょっとわからないんですけども、まあ90億から100億円ぐらいであろうと思うんですけども、そういったかたちの中でも、非常にまあ大型な予算であります。有田市においても110億円の予算であります。非常にまあ当町においては大きな予算でありますし、この起債19年度末の予算から調べましたら、一般会計で252億9,500万円、特別会計で87億9,500万円です。19年度末の借入金は340億9,000万円ということです。

で、今の事業をどんどん進めていくと公債費比率は5年後に減ると言っていますけれども、これは数年後に公債費が現れてくるわけですね。これは大変なことになるのではないかというふうに思います。で、今の公債比率の21.5%ということになりますと、もう黄信号というのではなしに、赤信号に近い状態になってきていますし、そうなってきますと当然、起債の借入れにしても許可が必要になってくるわけですね、国に。ていうことは考えてみたら、今の時点でもこれだけの建設事業が……。私はやめることはないというふうに思います。しかし、この計画をしているからと言って、それを進めていたら、大変なことになるのではないかという危惧を持っているわけです。特にまあ全国的にほかの自治体でも、非常にまあ財政の破綻の自治体も出てきていますけども、やはりその辺においても、議会のチェック機能というのは非常に問われているわけです。こういったことで、非常にまあ心配をするわけです。合併特例債にしても枠いっぱい130億円を借り入れていますが、ほかの全国的に見ても、そんなに合併するからと言って、いっぱいいっぱいまで持っていったところが本当に少ないと思います。それがあとの起債の返還にこう、財政の見通しがつかないということで、70%~80%の起債枠しか借り入れないかたち

での計画をしているわけですから、それを130億円まで借り入れるからと言ってね、それをした場合には大変なことになるというふうに、非常にまあ心配をします。そのついでが、これはやっぱり住民の負担増となって現れてくるわけですから、そこら辺を十分見通しを立てた行財政運営を望みたいと思います。

そしてこのことに、まあ建設事業の計画についても、私は旧町の金屋町の時点からこれを心配して質問もさせていただきました。今まあ元金屋町長さんの山崎助役さんもおられるわけですが、助役さんにもそれについて、今どのように考えているのかということについてもお伺いをしたいというふうに思います。

以上、第2回の質問といたします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

再質問にお答えをしたいと思います。

当町の標準財政規模というのは、人口いろいろから考えますと、約92億円ぐらいが標準財政規模かなと考えています。その中で、162億何千万かの当初予算で、当分2～3年、あと2～3年は非常にこう高い数値でこれが続いていくと思います。合併して、やっぱり今、公債費とか人権費だけで60億要る中ですね、一気に90億に落とすというようなことは全く不可能なことでありまして、議員ご指摘のとおり、全部特例債をつかってというようなことはできないと思います。まあほいで1日でも、1年でも早く標準財政規模になるように努力をしていきたいなと思っています。

先ほど申し上げました経常収支比率というのは、これもう3年後には109、これ非常に危険な数字であります。こういうことにならないように今後の行財政改革集中プランに沿ってですね、この数値をできるだけ低く抑えるように努力をしていきたいと思っておりますけれども、あと4カ年ぐらいはやっぱり100億円をはるかに超えるような予算で推移をしていくと思います。その中で、できるだけ切れるところは切って、大変なことにならないように努力をしていきたいなと思っています。

○議長（亀井次男）

助役、山崎君。

○助役（山崎博司）

竹本議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

私も行政経験が長いし、またこの合併についても、竹本議員さんと同じように合併を研究してきた者でございます。議員ご指摘のとおり、たいへんまあ、この財政状況でたいへん厳しいと思っております。それで、先ほどから町長が

ご答弁申し上げたとおり、この5年の間に、この厳しさを乗り越えるために、行政改革集中改革プランというものを策定してですね、これに沿って歳出を削減したい、そのように考えております。まあ、5年の間で何とかこの方向性が見えてくるのではないかと、このように思っております。できるだけ住民サービスの低下にならないように、また合併の効果というものが目で見えるかたちで現せるように、そういうことも大事でございますので、起債に頼らざるを得ないんですけども、できるだけ起債も抑制しながら、財政運営を進めていきたい、このように思っております。

以上でございます。

(「ちょっと。建設事業計画のね、もしできなかった場合を先……」と竹本議員、呼ぶ)

○議長(亀井次男)

23番、竹本君。

○23番(竹本和泰)

答弁もれで……。旧3町のバランスを取るためにね、どうかたちでやっていくのかと。建設事業計画、それは100%できればいいけどね。できんことを想定しとかなんだら、それで進めていかなんだらアンバランスな状態になるんじゃないかと。

○議長(亀井次男)

——暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時22分

再開 10時23分

~~~~~

○議長(亀井次男)

再開いたします。

助役、山崎君。

○助役(山崎博司)

建設計画の中で、一応3町は、こういう計画でやっていきたいと思いますと合併当初計画をしております。その計画について、継続事業について今進めているわけございまして、ある町に偏ったという、吉備町に偏ったということが見られますけども、一応、建設計画に基づいた事業実施を行っています。これについて、また事業計画についてですね、旧町か各吉備以外の金屋・清水についても、やはり住民要望に沿った事業計画でやっていきたい、このように思っています。竹本議員のおっしゃるような全部全部すべてやることによって、財政破綻を招くようなことがあってはいけません。それについては十分精査していき

たい、このように思います。

(「ほいで、ちょっと答弁……。」と竹本議員、呼ぶ)

○議長(亀井次男)

もう一度質問できるさかい、もう1回……。

(「質問じゃなしに、1回ほいやね、みんな議員さんらよ、この533億という事業費、各自にどれだけあるかということがわかってないと思うさけね、その資料を1回出してよ。ほいたら皆ようわかると思うさけ。一般会計、特別会計合わせて533億円という総括表だけでええさけ。」と竹本議員、呼ぶ。)

○議長(亀井次男)

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時25分

再開 10時27分

~~~~~

○議長(亀井次男)

再開します。

23番、竹本君。

○23番(竹本和泰)

再々質問をさせていただきます。

建設事業計画についての総括表を出してほしいということでお願いをします。それで、この今の時点で経常収支比率98.8%、これはもう、ほんまに100%と言うたらもう、投資的事業はできないということですよ。100%を越したら、これはもう毎年赤字ということで、会社で言うたら、もう破綻に等しい状態になってくるわけですね。収入はないのに支出を出すということにはならんわけです。

だから、今の大型事業についても、やっぱり5年計画であっても10年計画でしていきなり、そういうかたちをとらんと、とても財政がもつはずがないと思うんです。これはもう公債費比率にしても、いっつも財政的には交付税が増えるのではなし、5年先がよくなっていくという見通しがいいわけですね。合併後10年たったら12億に交付税が減っていくわけですよ。経費が要らない分だけ。それまでにこれを対応せなんだら、これはもうほんまに財政破綻というかたちに陥るんじゃないかと、非常にまあ心配をします。で、もうちょっと公債費比率が伸びたら、起債も制限がせまってくるわけですね。こんな5年先どんどんと起債が増えていくのに公債費比率が下がるはずがないというように思いますので、そこら辺、十分財政見通しを立てた中で、本当にこう行財政改革なり。やっぱり一番大きいのは事業をどのようにやっていくかというこ

とであたっていかなんだら、結果的に夕張市みたいに、個人負担が1人17万円ぐらい増えてくるということになりかねないわけですから、十分見通しをたててやっていただきたい。これは町民にいつでも何も責任がないわけですから、行政運営の誤りということになってくるわけですから、財政状況がたいへん厳しい状態でありますので、しっかりと見通しを立てていただきたいというふうに思います。そして、福祉、教育の充実等、住民生活に密着した行政運営を望みまして、私の質問を終わります。

議長（亀井次男）

以上で、竹本君の一般質問を終わります。

…………… 通告順8番 1番（尾上武男） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、1番、尾上武男君の一般質問を許可します。

1番、尾上君。

○1番（尾上武男）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず第1点に、新しい町の防災計画についてお伺いします。

近年、東南海・南海地震が起こるということが予想されております。そのときには、たいへん思わぬ事態が起こり得る可能性も十分考えられます。旧3町では防災計画をつくっていたと思いますけども、新しい町になってはや1年、防災計画ができていのかどうか、まずお伺いします。

新しい町が、県下でも町村の中で一番広い面積を持ち、また高齢化率も高い町であると思います。一人暮らしや寝たきり老人も多くいると思いますが、そういう人たちを助けるにしても、消防団だけではとても無理だと思います。どうしても近くの人々に助けを借りなければならないと思います。新年度になり、新しい区長さんや区の役員さんができると思いますので、その人たちとも相談しながら新しい避難計画を策定してはどうでしょうか。地元でのシミュレーションや防災訓練を地元で行って、そのときには備蓄の食糧なども十分確認すべきではないでしょうか。

次に道路網については、国道480号や424号線が寸断されると、金屋地区や清水地区の山間地域の人々が、陸の孤島になってしまう可能性が十分あります。そのときにはどういう対処をするのか。また、旧吉備町では作成していました防災マップで避難場所の遠い熊井・水尻・明王寺地区をどのように新しい計画の中で考えていくのか。また、避難場所については公共施設や小中学校がなっていると思いますが、耐震検査などが行われているのかお伺いします。

2点目には、小規模業者登録制度であります。

入札制度に参加できない中小企業の育成をするためにも、この制度をつくってはどうか。信用と実利を考え、この制度で有効性を全国でも実施されています。一人暮らしや老人だけの住んでいる家庭では、バリアフリーや火災報知機の避難設置も義務づけられています。そういうものに町が補助金を出し、そういう事業を小規模業者に町が発注する、そういう方法もあると思いますが、どう考えておられるのか。また、その人たちが町の財政の一部を支える納税者であるとともに、その制度を創設してその業者たちを育成していく、そういうことを考えてはどうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

尾上議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、1番目の防災計画は策定しているのかということでありませけれども。

有田川町の地域防災計画は現在作成中であります。今月中に、この3月中にその素案ができてくる予定になっています。地域防災計画は災害対策の基本となる計画であります。その計画を基本といたしまして、要援護者に対する支援計画や、アクションプログラムといった細部にわたった実践的な計画なども今後、策定をしていきたいと思っております。また、地域防災計画に基づいた図上訓練等を通じて、精度の高いものとしていきたいと考えています。

それから、ひとり暮らしの高齢者対策、道路網の確保でありますけれども。

現在、ひとり暮らしの高齢者の方については、町内で約1,170名ぐらいいらっしゃいます。風水害や地震などの災害の規模や対応によって、その支援の内容というのは異なるかと思っておりますけれども、各大字地区で自主防災組織や社会福祉関係部局との連携により、高齢者や障害者といった災害時における弱者の方々への対応を個人情報に配慮しながら検討していきたいと考えています。

また民生委員会では、今年90周年を迎えるに当たり、災害時に1人も見逃さない運動、というのが基本テーマとなって、各地域で避難訓練や避難マップづくりなどの取り組みに向けて、今、防災担当部局と民生委員会で調整を行っているところであります。

また道路網の確保については、地震発生時においては、落石・崩壊などにより一部不通となることが予想されます。特に、主要幹線道路につきましては、負傷者の救護・救援・搬送や被害の軽減、物資等の受け入れ・配布が不可欠であるため、管轄する機関と連携・協力や、また重機等の建設車両を有する関係機関との連携により、1日も早くルート確保に努めていきたいと考えております。

また、旧吉備町の防災マップの再検討についてでありますけれども。

議員さんおっしゃるとおり旧防災マップについては、例えば熊井の住民の方々の避難場所と言ったら藤並小学校、非常に遠い距離であります。それで、これについても、各区で一番どこが安全か、そこたりも各区でもう一度再点検をしていただいて、区ごとの避難場所も今後検討をしていきたいと思っています。まあ今回ですね、また新たにJRとも協力をいたしまして、大型共選、あそこもちょうど避難場所に使ってくださいよという了解も得ています。まあ一度、そうした大型の施設もたくさんあるので、そういうところについても今後、もう一度見直して、そういう民間の施設であってもお願いできるところについては、今後避難場所としてお願いをしていこうかなと思っています。

それから備蓄の食料品、賞味期限の切れた食糧品の処分についてでありますけれども。

非常用の食糧については、乾パンとかアルファ米などを中心に備蓄を行っているところであります。賞味期限が概ね3年で、長いものでも5年ということでありますので、賞味期限が近くなった時点で、消防団の訓練や福祉祭り等のイベントにおけるPR用などに現在は利用をさせていただいています。

それから、小規模業者の登録制度。入札制度に参加できない業者の育成についてでありますけれども。

あのちょっと僕、この入札制度に参加できない業者というのはどういうことかわかりませんが。例え小規模であっても、役場の方に指名願いと言いますか、そういうのを出していただければ、例え小規模な業者であっても、そういう点は配慮をさせていただいております。

以上です。

○議長（亀井次男）

1番、尾上君。

○1番（尾上武男）

ただいまの町長の答弁で、ほとんどまあ了解するんですけども。新しい区長さんができ、区長会も開かれると思うので、各地区地区で防災計画をつくってもらって、それを基礎に町がつくるというような方法が一番、区の人も安心するのではないかと思うので、そういう方法もとっていただけないかと思います。

それと賞味期限の食糧品でございますけども。今、学校の子供たちが乾パンとかそういうのを食べたことがないと思うんです。避難時期にはこういうものを食べるんだということを、やっぱり子供たちにも覚えさせておく、そういうことも肝心だと思うので、学校給食の中へでも一部それをつかうというような方法もあると思うので、ひとつ検討してほしいと思います。

それから小規模業者ですけども。まあ町長は今、役場へ言うてきてくれたら

全部何するというのではなしに、広報などで、こういう制度もありますよということを一般住民の業者に言うていただければ、まだ知らない業者もあると思うので、そういうところを十分気をつけていただきたいなと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

防災計画については、間もなく新しい区長さんとも懇談する機会がありますので、まあ各区でですが聞いたように、もちろん町としても指定しますけれども、まあ熊井の人に藤並小学校へ大災害起こったとき行けと言うたかて、これは到底無理なことでありまして、やっぱりその区で、大災害の場合一番どこが安全かというのを区民で考えていただいて、まずそういうことをやっていただきたいと思います。

それから今、自主防災組織、これあの50万、組織をつくってくれたら渡すという、防災の機材を渡すという事業があります。もう既に何カ字かについてはそういう組織を立ち上げてくれまして、北筋ももう既に立ち上げています。これは50万円分の防災に備える器具を提供するという制度でありまして、これも区長会さんの方にも随時お願いをしています。できるだけ防災については、まず自分らでやってほしいということで今お願いをしています。

それから備蓄用の食糧については、たくさん出ると思いますので、小学校全員にはというほどもないんですけども、こういうものを災害のときに備えて置いてあるんだということで、各小学校へ次のときは、いくらかずつ配りたいと思います。

僕その、小規模で知らない人があるかどうかということも把握してないんですけども、そういう制度がありますよというよりも、ある程度事業をやっている方については、役場の方へ指名願いなり、いろんな、出してきてくれていると把握しています。そんな制度あるのに知らずに見過ごしているという業者があるんかと。そういうことは、僕はあまりないと思います。

○議長（亀井次男）

1番、尾上君。

○1番（尾上武男）

今まあ小規模の業者がないという意見です。まあ中には、そらこれ役場へこれ申請してもええんかなというような、そら考えを持っている人もあると思うので、そこのところ十分配慮していただきたいと思います。

今度、今年予算の中でも、消耗品や備品などの総額が約2億円余りあると思うので、そういう、やはり業者にも、それを全部とはいかないとは思いますが、町内の業者にそれ把握して購入していただきたい、そういうふう

っております。

これで質問を終わります。

○議長（亀井次男）

以上で、尾上君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時45分

再開 10時57分

~~~~~

…………… 通告順9番 17番（坂上東洋士） ……………

○議長（亀井次男）

再開いたします。

続いて、17番、坂上東洋士君の一般質問を許可します。

17番、坂上君。

○1番（坂上東洋士）

それでは、議長の許可を得ましたので、17番議員、一般質問をさせていただきますと思います。

発言通告書の内容は、成人式のあり方についてご検討をと、こういうことでございまして。

私は本年、金屋の文化保健センターで行いました成人式に参加をさせていただきました。ええ、ずうっとこう見てみますと、女性の方は、僕らが40で町会議員になりました当時と比べまして、時の流れはえらいものでございまして。いわゆる女性の方が、いわゆる晴れ姿、いわゆる着物でございました。そういう中で大勢の方が、だいたい95%ぐらいおったように感じてございますが。私はそこで、成人式へ初めて参加をさせていただいたわけでございますが。清水それから金屋、吉備、その旧3町があるわけでございます、私の地元の旧清水町にも文化センターという大きな300人程度が入る施設もございまして。その中で一回持ち回りの、僕はもう、いつまでもいつまでもそういうことをしていただきたいとは申しませんが。まあまあ町民の感情といたしましては、1カ所へ行く、そういうことよりか、やはり当面の間あちこちと回って、そういう会をさせていただいたらどうかと、そういうことがねらいでございまして。

その中でもまあ、ひとつこういう申し入れもあったわけでございます。それはどうかと申しますと、これはもう商売のことでございまして、いわゆるお金儲けでございまして、朝の1時からでも仕事をしなけりゃならん、そういうことでございまして。美容室にも着付け教室をやっている美容室というのはな

かなか、まあ、あるとしても清水でもございませんし、金屋でも吉備でも、つまりそういう方がそうおるわけでもございません。そういう意味で、朝の早くから、そら金儲けですからしてもらわなければいかんですが、朝早くから、やっぱし1カ所へ集まりますと、時間的なこともございます。じゃあ朝10時からということになりますと、僕とこの場合には、まあ気象条件が温暖化でございまして、雪の降ることもあまり少ないわけでもございますが、しかしながら気象というのは、そのときの状況によりましてわかりません。私も長岡へ行ってまいりましたけども、そういうことが起こりうるわけでもございまして。今、朝開会のものを何とか、まあ昼からということにはできないものか、こういうご希望もあるようでもございますので、一回まあご検討をしていただきたいというのが、私の本旨でございます。

そういうことでもございまして、今後とも、このまあ持ち回りと、それから午前中の開催を昼以降にさせていただくことはできないかということ、教育委員会にもう一度検討していただきたいというのが本旨でもございますので。来年以降におきまして、まあ町民の調和という観点から、ましてや若者は、清水の町を知っておるといふふうな方も多くはおるでしょうけれども、地域のこういう実情、田舎の実情を見ていただく、そういう機会につくっていただくということもたいへん大事ではないかと考えますので、どうかまあ、教育委員会並びに町長のご認識とご見解をお伺いするものでございますので、ひとつよろしくご答弁をいただきますようお願いを申し上げる次第でもございます。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

坂上議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

成人式のあり方でありまして、開催場所については、地域の成人者数、それから美容院等の利用状況、旧清水町の成人の方は結構、金屋、吉備の美容院を利用すると聞いております。等々から、一番まあ金屋文化保健センターが望ましいのかなという考えであります。まあ、その中でぜひ1回でもというご発言でありますので、ここらは一度検討させていただきたいなと思います。

実は、たいへんうれしいことに18年、有田川町で成人を迎えられた方は317名ありました。それがですね19年、もちろん町外も10名入っていますけれども、327名、去年より今年しか増えていると。非常にこう、たいへんうれしい状況であります。

私も、毎年参加させていただくんですけども、一時期、もう和服というのがほとんどなくなっていたんですけども、それがもう今は議員さんおっしゃる

とおりに、ほとんどが和服、振りそでであります。まあこれ1回のために何十万かかけて、非常にもうもったいない感じもするんですけども、やっぱり一生に一度の晴れ姿、これ、いたしかたないのかなと思っています。開催の時間につきましては、再度ですね、美容院の利用状況とか郡内の各成人式の時間帯を調べて、午後にするのは少しもやぶさかではありませんので、一番いい時間帯にできるように検討していきたいと思えます。

○議長（亀井次男）

教育長、楠木君。

○教育長（楠木 茂）

坂上議員さんにお答えを申し上げます。

成人式の開催の場所につきましては、合併後の平成18年、19年は金屋文化保健センターで開催をいたしまして、盛大にまた厳粛に行われました。平成20年の成人式の開催日は、平成20年1月13日、日曜日と決定をしております。場所につきましては、町内の成人名簿、そして地区別の状況、地区別の状況は吉備地区は173名ございます。金屋地区は96名ございます。清水地区は48名。そして町外は10名ございまして、327名になってございます。予想でございます。

そしてまた、会場の収容人員あるいはアクセスの時間等々をかんがみまして、従来の金屋文化保健センターで実施したい、そういうように考えておるわけでございます。開催時間につきましては、議員のご指摘のとおり、今、本当にもう女性の新成人、もうほとんど着物でございます。朝早くから美容院あるいは写真屋での記念撮影、とても忙しいと聞いております。それに対しまして親の送り迎えがあるようでございます。そういうの等々をかんがみまして、特に美容院の予約、今から始まっているようでございます。そのような状況の中で他市町との開催時間のからみもございまして、それも勘案いたしまして、開催時間を4月中に決定をしたいと、そういうように思っております。そしてまた、広報をしていきたいなど、そういうように思っております。ご理解のほどを賜りまして、よろしくお願いを申し上げたい、そういうように思えます。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

17番、坂上君。

○17番（坂上東洋士）

今、町長並びに教育長からのご答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。

まあ、今のところありますと、地域のそれぞれの美容室の皆さん方は、やはりそういうことは、僕はいろいろと思われとると思えますので、一回、なん

せまあ、私は1人の人からちょっとそういうふうにしてもらったらどうかと思う、ということをお願いだけでございまして、青年の気持ちはわかってございません。そら朝の10時からしてもうた方がええんやということが95%あるのに、私無理を言うつもりはございませんが、ただ、いわゆるその美容室しとっても、やはり着付け教室といったらなかなか習っている人は少ないと思うのです、清水の中でもね。だから、そういうことになると、まあいわゆるそこへ集中するわけでございまして、そのとき、もし朝でも雪が降ったとしたらね、時間的なことで、もし車で事故が起これば、その晴れ姿はえらいことになるわけでございまして、気象条件というのは、そら今は、温暖化でございまして、清水もこのごろ雪は降りませんが、今日はまああの三田の山がうねじろでございまして、しかしまあ昼まで待てばね、道路は必ず通ることになるわけでございまして。そういう意味からいたしまして、清水でやってくれということではなくて、清水でやってくれてあればなおかつ。また吉備にも吉備の、金屋は福祉保健センターええとことございます。うちのだつて負けへんですよ、文化センターございます。だから、そういう意味におきまして、そこを固執して言うわけでございせんけれども、時間的な問題については、十分やはりご検討いただきたいということだけをお願い申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（亀井次男）

以上で、坂上東洋士君の一般質問を終わります。

…………… 通告順10番 5番（東 武史） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、5番、東武史君の一般質問を許可します。

5番、東君。

○5番（東 武史）

議長の方から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、まずは宣伝広告とインターネットの活用について、2点目については紀の国森づくり税の活用と山村の地域振興策について、3点目が公共下水道事業について質問させていただきます。

まずは、宣伝広告とインターネットの活用についてですが、これについては以前、一般質問させていただいた折に、施設命名権と言いまして、建物に対して名前をつける権利のことについて提案させていただいておりました。

その中において、和歌山県日高町で、最近ネーミングライツの契約を結んだという記事がございまして、それは私の質問の中にも、こういう和歌山県で取り組みをしようとしてるところがありますよということで出させてもらってたと

ころです。

県体育協会が、去年の3月に完成した日高町の多目的スポーツグラウンドを対象にネーミングライツを募集しておりましたが。ただ、町長さんもそのときも答弁されていたのが、果たして応募があるんやろかなと、そういうことだったんですが。実際このネーミングライツの募集についても、完成前の去年の1月から2月にかけて、だいたい3年契約で500万円以上ということで設定して、募集をしておりました。ただ、なかなかそうは言っても、応募がありませんでした。昨年の10月に入ってから、契約内容を再検討されて、まあ3年間は変わらないんですが、1年間の契約としまして150万円ということで設定しなおしました。そうしたところ、和歌山市に本社を持つスーパーの松源さん、うちでもおなじみのスーパーさんになるのですが、契約をされたということなんです。

まあ、このグラウンドについては県内初の人工芝でありまして、約6,200平方メートルの広さがあり、ホッケーやフットサル、サッカーなどの利用が可能です。ちょうど松源さんも、近くの御坊市の方に去年の11月に出店したということもありまして、周辺地域のスポーツ振興に貢献できるんじゃないかということ判断され、契約に至ったそうです。

このように私は、例え年額150万円という価格の設定であっても、通常であったら、まあ例えば、きびドームの場合それが適切かどうかわかりませんが、きびドームというそのままの名前を置いておくのではなくて、ほかの会社さんもしくは施設に名前を買っていただいて、それを1年間、普通だったら入れへんお金を、10万円でもこの町の厳しい財政の中へ投入してくれたらありがたいということで考えております。

さらに宣伝広告についてなんですが、最近、和歌山県の方でも「県民の友」もしくは県のホームページ、これまあ既にご存じの方もおられるかも知れませんが、民間の広告会社に委託して、広告をこの「県民の友」であったりホームページに載せて広告料をいただくようになっております。そのようなことを町の広報やホームページにおいても同様のことが可能であると思いますし、さらには、現在なかなかちょっと難しいんですが、民間業者の方が今やホームページを自分でつくる方もおられます。そういう個人業者のホームページとのリンクができるような、そういうバナー広告を格安で設定することも可能ではないでしょうか。

そうすることによって、民間の持つ、例えばこれからまあ団塊の世代の方が受け入れようと、各自治体でやっきになっておりますけれども、そうすることによって、うちで何が足りないのかということ、例え呼び込むにしても「じゃあ住むところを提供してくれるのかよ」と「住むところどっかにあるんかよ」と

というのが問題になってきます。ただ、民間の業者がそうやって入れるような仕組みをつくっておきますと、民間業者では住宅物件、そういうものを既に持っています。そういうノウハウも持っています。そういうところと協力しながらやっていけるのではないのでしょうか。

さらに、インターネットを活用したオークションです。これは、最近あるのは、税金滞納者から差し押さえた財産を国税徴収法などにのっかって売却する手続きがあります。他府県においても、バイクや車、さらにはパッカー車、宝石、自転車、人形、腕時計などかなり幅広い品物がそろっております。出品の出したものの8割が落札され、一般のオークションは3割ぐらいなんですけど、この官公庁オークションというのに関しては、出品の8割ぐらいが落札されている現状があります。このシステムをさらに進めて、和歌山県が全国に先がけ、初めて公有財産の売却の方にも手をつけました。この公有財産売却では、まあ副知事の官邸跡であったりとかなんですけど、7件出したうち6件の売却に成功しています。内容はだいたい、でも場所的には市街地の物件が多かったので、1軒残ったのはちょっと山間部の方でした。ただし、うちでは税の差し押さえ物件や不動産を考えるのは、なかなか顔がお互い知っている間柄になりますので、なかなかこの辺については難しい部分がありますが。例えば、合併時に使用されなくなった机、実際うちの旧庁舎の方にも机であったりとか、ソファであったりとか、置いたままになっております。ただ一見したら価値のないように見えるものですが、例えば新しい会社を立ち上げるのに、なかなかそういう購入資金がないよと、そういう方々にとっては、もしそういうのを安くでも手に入るのであれば、使えるものであったら購入しますよと。そういうことを全国的に先がけてやっていけるのではないのでしょうか。ちなみにオークションというのは安いというのも当然なんですけど、やはりなかなか市場に出回ってないような珍しいものという意味でも取引されやすいのでチャンスが出てくるかもしれません。

いずれにしても、我々ができない手段ではなくて、財政が厳しいと言われていの中で、有効に利用することは重要であると思います。ちょうど機構改革で、企画財政課というのができるそうではありますが、この中の1つでも採用されてはいかがでしょうか。町長の答弁を求めます。

続いて、紀の国森づくり税の活用と山村の地域振興策についてなんですけど。

県土77%が森林であって、そのうち95%が民有林となっておる和歌山県において、古くから林業が盛んで、民有林の61%を杉やヒノキなどの人工林が占めております。その率は全国平均を大きく上回っておりますが、もう周知のとおり、外材の輸入などによって国産材の利用が減ってきております。ただ、最近まあ中国の方の景気の問題もありまして、やや国産材の価値が、ややです

けども上がってきておりますが、現状としてはまだまだ手入れされずに放置された山林が多いのが現状であります。

また、地球温暖化の影響とも言える現象が世界的にも起きまして、京都議定書において二酸化炭素排出削減が各国で採択される中、山林の重要な役割がクローズアップされてきております。

そのような他府県ではいろいろと早く導入される場所もあったんですが、和歌山県の方でもようやく森林環境税のようなものができました。それが紀の国森づくり税というものです。この4月から水源のかん養、県土の保全等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立って、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源を確保するために導入されるとあります。ちなみに個人は500円、法人については均等割り額の5%となっているそうです。

その税収の見込み額については、本年度については1.5億円程度、2年目からは年間2.6億円規模となります。これはまあ5年間の期間になっておりますが、ただこの税金の使い方の異なる部分というのは、今までと異なる部分についてなんですが、これはまあ一部が住民提案型の事業になっていることです。この4月より紀の国森づくり基金運営委員会というのが発足しまして、その委員会が基金の使い道の審議をすることになっています。ですから、むしろ我々が創造し提案する事業であると思います。

施策の概要としては、1. 紀の国の森と遊ぶ・まなぶ、2. 紀の国の森をつくる・まもる、3. 紀の国の森をいかすとなっております。

我が町においても森林産業の低迷は言わずと知れた問題であって、環境にも大きく寄与している町であると思っております。

そこで町長にお尋ねします。

紀の国森づくり税については、提案準備もしくはわが町の取り組みについて、どのような提案をされていくのかお聞きしたいと思います。

次に3点目、公共事業についてですが。

合併しまして現在、高速道路の4車線化、藤並駅の改築等、このエリアについてはさらなる発展が予想されております。しかしながら、この公共下水道事業に関しては、計画では今後約20年をかけて158億円もの大金を費やす大工事を行います。最大1万2,400人規模の排水処理施設をつくるということになるんですが、つくるときには建設においては国からの補助、これは2分の1、起債もあります。あっても、今後我々住民にとって、環境にいい、これは誰もが認めることなんですが、先ほどもほかの議員さんからも出ましたよう

に、採算が取れるんだらうかという心配をしております。今の国の状況をかんがみるときも、再度十分な検討が必要になってくるのではないかと思います。先ほども言いましたけども、158億5,700万円、建設事業費の半分は国庫補助金、補助をいただきます。そのあと残り半分が借金を含んだ、起債等の範囲を含んだ支払い金額になっておりますが、さらにありがたいことは、そのうちの約45%が交付税の算入として返ってきます。起債である下水道事業債2.2%、元金5年据え置きで償還期間を30年間と一応計画されておりますが、そうするとおよそ53億円が実質支払わなければいけないお金になるそうです。

しかしながら、この計画で見落としとしてはならないところがあります。平成21年4月より一部供用開始になっていきますが、最終的に供用率が100%の1万2,400人、約3,600戸が皆さん供用してくれるというふうに設定されております。

わが町では現在、公共下水道事業のほかに農業集落排水事業、簡易排水事業、浄化槽市町村整備事業があります。農業集落排水事業については、田殿地区、熊井・奥地区、吉見地区、徳田地区、吉原地区の5地域で、浄化槽市町村整備事業については西ヶ峯、有原、中峯、青田、平成19年度においては長谷川地区がその対象となっております。簡易排水事業については栗林地区。いずれにしても、農業集落排水事業においては、平成10年供用開始の田殿地区、この供用率については67.8%。平成11年度供用開始の吉原、徳田地域においては、順番に78.4%、71.6%。平成12年の吉見においては53.7%。平成14年の熊井・奥地区で38.6%になっております。約8年をかけて70%から80%ぐらいの範囲でおさまっている状況であります。

また現在では、個人で合併浄化槽を設置したところもあり、なかなか進まないのが現状であります。また、せっかく設備を整えていても、管の布設のみならず、宅内改装工事を含めると、これは幅がありますけれども、100万円から数百万円かかってしまうとのことです。ですから、ええことやなあと皆さん思っている、なかなか供用できない現状もあります。

公共下水道事業計画のエリアでは現在建設ラッシュで、新興の住宅地となっているところも多いんですけども、既に家を建てる際に合併浄化槽を設置しております。現在約400戸が加入済みということなんですけど、それに対して公共下水道の計画エリアで、今後できましたら入っていただきよと、使ってくださいねという約束をしておりますが、実際、宅内工事とかでかかる費用が高くなってしまっただけでは、その新しい家については安く済むんですけども、ほとんどまあ、あんまりかからないんですけど、さらにその地域で、汲み取りのところであったりそういうところについては、かなりお金がかかってしまうので、

なかなかやっぱり入りにくいという現状が出てきてしまうのではないのでしょうか。もともと下水道事業というのは採算の取れる事業ではないですよと、福祉の事業の一環ですよと、そういう流れの中で、採算取れないのは当たり前やという考えがありますけれども、それがさらには維持管理をしていくというところを考えていくと、今後、先ほども財政のこと出ましたけれども、その辺が心配になってきております。つまり、この供用率、使ってくれる使用率というんでしょうか、そういうものがこの町の今後の財政を左右すると言っても過言ではないと思っております。

さらに先ほども話しておりました国庫補助金、交付税算入額というのは、今の国の現状から考えますと、まあ借金の返済にかなり国の方も四苦八苦している状況から考えますと、その率は下がってくることが予想されます。さらに下水道事業債の率は逆に上がってくることが大いにあるのではないのでしょうか。そのように考えたときに、各自治体が計画を再考しているという中で、まだ景気に勢いのあった平成5年の計画を、果たして現在、今のこの時期に進めていくべきなのかどうか、町長の答弁をお願いします。

以上、1回目の質問を終了させていただきます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

東議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

ネーミングライツ、ご指摘のとおり、松源さんが150万円、3年間、県の体育協会の多目的スポーツ広場、これを落札されたようであります。当地域のスポーツ公園とかきびドーム、そのネーミングの権利を買ってくれたら非常にうれしいと思えますので、一度どういう方法で皆さん方に提示できるのか、今後検討していきたいと思っております。

それとですね、今回、この有田川の広報、広報有田川、これ毎月発行している広報ですけども、月約1万2,000部つくっています。この広報の裏のページへ広告を載せるという募集をしましたところ、和歌山県の毎日広告社が落札してくれまして、年間52万7,000円、この広報の一番裏のページをつかって、その落札をした会社がいろんなところの広告を載せるということで、52万7,000円。これ有田市とうちと広川、3町応募しまして、うちについては52万7,000円で契約をしております。

それからインターネットの公売でありますけれども。

なかなか県は今、税の整理回収機構というのを去年度から立ち上げて、若干差し押さえ物件もあるように聞いてますけれども、なかなか町単で差し押さえ物件をとって競売するようなことはならないと思えますけれども、ご指摘のと

おり、有田川町にも若干公有財産があります。ここらも、もう一度精査して、売却できる方向で検討していきたいと思います。それと合併で余った机、そういうものがあるのかないのか、もう一度精査して、あればどんどんと公募にかけていききたいなと思ってます。

それから、紀の国森づくり税。これいろんな議論がありまして、まあ1年間据え置きで、本年度から個人については500万、法人については資本金の5%ということで、18年度は1億8,000万円、19年度については2億6,000万円ぐらいよるということで、そのことについては、この税の基金の活用についての基本的な考え方が示されていますけれども、現時点ではまだ当方へはまだ何の連絡もありません。これ実施要綱とか要件、あるいはどのぐらい町が自己負担するのとか、自己負担があるのかないのか、これまあ聞くところによりますと、4月以降に、速やかに基金活用運営委員会というのを組織して協議に入り、6月ごろを目途に、広く県民の方々に事業募集を行うということですので、町といたしましても、要綱要領等、事業実施に必要な内容を確認した段階で取り組んでいきたいと考えています。

議員ご指摘のとおり、本当に森林というのは、水のかん養はもちろんでありますけれども、世界的な地球温暖化にも非常にこう森林が今後重要視されるということで、森づくり税の使い道についても、県のそういった方向が定まり次第、その方も何らかの公募をしていきたいと考えております。

まあ当地区には近畿大学の試験場とか演習林もありますので、この大学あたりとですね何か提携して、この基金をできるだけ活用して何かいろんなバイオマスであったり、そういう研究をできないかなということも考えております。

それからもう1点、公共下水道の件でありますけれども、議員ご指摘のとおり、20年間で約155億円余り。まあ最終的には若干減るのかなという感じでありますけれども。合併して有田川町、非常に広い面積になりましたし、各自治体がですね、いかにして今後、人口を増やすかということが大きな問題にもなってくると思います。

例えば、今年からもう一部導入されますけれども新型交付税、これについては面積はほんわずか、人口を7割か8割という単純な方式で、これはもう地方6団体、もうほとんどこういう地方であるので、地方6団体がこぞって今反対してますけれども、国の方は、財政構造の中でそういった方法で今度は新型交付税を決定するというようなことであります。まあいずれにしても、この町の人口をいかにして維持するかというのが今後大きな問題であります。合併当初ですね、あと200～300人で当初の3万人クリヤーできて市になるのかなというぐらい人口があったんですけども、2月の終わりで人口2万9,088名、非常に減っているなど、僕も非常に驚いています。まあ、その中でいか

にして人口を増やしていくかということで、今この公共下水も取り組んでます。

また、この地域には排水のないところ、非常に宅地に適したところでも排水のないところがあります。例えば、そこの牛太のところから済生の方へ越すあの農面の近辺、ここはもう全然排水のないところで、何人かの業者がですね、あそこへ手をつけようということがかかってましたけれども、それも排水のためにできないということで。まあ公共下水、非常にこうお金がかかりますけれども、この地域、非常に人口が増えてまして、またそういった地域もたくさんありますので、あの辺については今農地でありますけれども、公共下水を引くことによって、地価というのが非常に上がるん違うかなと思っています。

まあほいで、ほとんどこのバイパスの通りの地域はですね、ここ10年前から2倍3倍というような、多いところでもう5倍ぐらいに軒数が増えています。それで今後、4車線化も23年ごろできるし、このバイパスもできるし、1人でも多くこの地域に住んでいただいて、人口確保につなげたいという観点からも、公共事業、いろんなご指摘のとおり国の補助率、あるいは起債の金利、こういうことも今後変動が必ずあると思いますけれども、そういうものをしっかりと見極めながら、この事業を進めていきたいなと考えています。

○議長（亀井次男）

5番、東君。

○5番（東 武史）

再質問の方を、ちょっと提案も含めてさせていただきたいと思います。

まず、1点目の宣伝広告とインターネットの活用について、町長さんの答弁では前向きに検討していただけるということで、私もうれしく思います。

先ほども出ましたように、やはり税の差し押さえ物件、これは、なかなかうちの町ですするというのは難しいところがあるのかなと。そういう意味も含めて税の回収機構にお願いしているところもありますので。それよりも合併時に残された、一見、物件としては、これは売れるかなと思うようなものでも、もしかしたらこの全国的な市場に出すときに、わりとレアなもの、レアと言ったらあれですが、珍しいものになっているのではないかなと。

これは参考の話なんですが、ある会社のバイクなんですが、かなり年式古かったそうです。当初、見積もったら1万円ぐらいで売れたらええとこやろなと思っていたのが、その製造がもう一切されておらず、市場に出回っているのがほとんどないと。そういうところで購入者から高い値段がつけられたということもあります。

ですから、一般的な視野で見るとはなくて、例えば、そういう専門の人に見てもらった中で、「あ、これはいけるんじゃないか」と。そういう指導を仰ぐ方法もあるのではないかと思いますので提案しておきます。

あと、紀の国森づくり税についてなんですけど、確かにこれはもう、まだ何にも中身が決まっておりません。私の言いたいのは、こういうところについて提案事業型になると。まあ県の直接の事業のものもありますけれども、提案の部分もあるときに、うちが真っ先に声を上げられたらいいなど。そのために準備とかを整えておいてほしいということで申し上げました。

ちなみに、これも参考になるんですが、私の調べた中に森林セラピーというのがございまして、これはまあ森林が持つ癒しの効果を国民の健康増進やストレス軽減に役立てる産・官・学提携の森林セラピー総合事業が、本年度より本格始動されるということです。

これについては、リハビリテーションとかカウンセリングなどを含めまして、よく言われた森林浴とか、森林レクリエーションを通じた健康回復・維持・増進活動であるということで、そういう事業なんかも進んでいっています。ただ、これについては実際その森林浴が、その森を歩いてもらって、まあ治療の効果があるのかないのか、という実証実験をしていかななくてはならない事業でして、これには各自治体から、自治体持ちで600万円捻出しなければいけないと。ただ、この制限があるために、なかなか自治体も財政の厳しい中で参加に取り組むのも難しいのかなと。

で現在、和歌山県の方で候補地として名乗りをあげているのは高野町でありまして、これはまあ、まだこれから実験、検証を行って行って、その効果があれば、セラピー基地であったり、セラピーロードと認定されるそうです。ただ、この細かい内容については、私も資料をちょっと取り寄せている最中なので、また検討の余地があるかなと。この各自治体が持たなければいけない600万という数字について、県の方にも問い合わせたんですが、この紀の国森づくり税の活用の中にも当てはまる可能性もあるのではないかなとご意見をいただいていますので、また検討していただけたらありがたいと思います。

最後に公共下水道についてなんですけど、再度、ちょっと確認させていただきたいのは、もう町長の答弁でも、慎重にやっっていかなければいけないという答弁をいただいております。ただ本当に、私もこれを否定する立場ではおりません。環境という意味では、ぜひやっぱり必要なもんやなという認識を持っています。ただ持っけていても、例えば家計の状況が裕福ではない状況で、まあ例えばの話ですが、ベンツを買ったり、海外旅行へ行ったりということは、やっぱり家でもしなないと思うんです。ですから、国の状況もこれからどうなっていくかも知れませんが、その状況をほんまに見極めた中で、例えばね、もう交付税とかも下がってくるのであれば、一時中断というかたちも視野に入れた中で、検討していただけたらありがたいなど。ただ、実行できるのであれば通すということでありますけれども、その辺慎重に検討をされたいと思いますので、最

後にその辺の答弁だけいただけたらありがたいです。

以上です。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

ネットオークションについては、もう一度、合併にしたときに残っているものの中で、本当に出したら売れるものがあるのかないのか精査をしていきたいなと思います。それと同時に、有田川町にも町有の不動産もあります。そこら辺も売れるものについては、ネットオークションなりで有利に販売できたらやっていきたいなと考えています。

それから紀の国森づくり税については、非常にこう、我々にとっては——和歌山市内はたいへんこう反対されたようでありますけれども、こういった地方にとってはたいへんありがたい制度でありますので、できるだけその制度に、方針が決まった時点ですでね、先ほど言った国の施策ともあわせて広報していきたいなと考えています。

公共下水については、まあいろんな変化が起こるかもわかりませんので、慎重に今後進めていきたいと思っています。

○議長（亀井次男）

以上で、東武史君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は午後1時から行います。

~~~~~

休憩 11時50分

再開 13時00分

~~~~~

…………… 通告順11番 2番（増谷 憲） ……………

○議長（亀井次男）

再開いたします。

2番、増谷憲君の一般質問を許可いたします。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は今回、3つの問題でさせていただくことになっております。

まず第1問目は、合併してからこの有田川町がどのような道を進むかということを考える上で、たいへん大きな内容になってくる問題ですが、まちづくり全体の事業について伺うわけですが、特にこの金屋・清水地区の5年間の全体

計画を伺いながら、当面の5年間の事業計画を伺いたいわけでございます。

この全体計画についてであります。今日も同僚議員から質問がありましたけれども、合併当初は総事業の概算は一般会計分で、旧吉備が約70億円、そして金屋が104億円、清水が106億円、そして、新町の共通部分として約50億円の合計330億円の計画になっています。これにあわせて、特別会計分で204億円が予定されておまして、トータルで先ほどの午前中の答弁にもありましたように、533億円余りの計画となっています。

その後、この計画について何度もお伺いをしたわけですが、より明確な内容を示していただいておりますが、この合併のときにつくられた新町まちづくり計画の冊子の中に、6つの重点プロジェクトが書かれています。そしてこのプロジェクトの優先順位の高いものに挙げているものが、まず第1に、保健・福祉・医療の充実で115億9,300万円で24の事業、産業振興・農山村整備で83億2,500万円で24の事業、生活環境整備・自然環境保全で33億3,800万円で約26の事業、そして道路整備などを含めた都市情報基盤整備で142億6,000万円の21事業、教育・文化の充実、女性の社会参画で38億9,000円で27の事業、連携・交流の促進、行政サービスの事業については聞いておりませんが、これらの今申し上げた合計が、約414億600万円とお聞きしています。

このような中で、現時点において、全体として計画している事業の中で、改めて一般会計分と特別会計分の事業と額はどのようになっているのか示していただきたいと思いますが、先ほどの同僚議員の質問で、5年間の計画はまだできていないということでありましたが、昨年3月議会で私の質問に対して町長さんは、既にできあがっていますと、そして6月ごろには出せると、そういう答弁をされていましたが、いまだに出ておりませんので、私はこの段階になって改めて明確にして早急に出していただきたい。このことをまず申し上げたいと思います。

さて2点目として、町長は、吉備地区の事業として平成20年度で主に計画している事業が終わるということをこの間説明してきてまいりました。また、この5年間で財政的にしんどいので、何とか乗り切りたいと言っておられます。そうなりますと問題なのは、金屋や清水の事業がいまだに明確になっていない中で、そしてしんどいと言われる中で、この5年間どうなっていくのかなど。当面5年間の金屋・清水の一般会計分と特別会計分の事業を明確にしたい。このように思います。

第3点目として、現時点で5年間の事業にあてる、いわゆる特例債は金屋と清水での割り振りはどのようになっていますか。明確に示していただきたいと思っております。

そして第4点目として、今作成している長期総合計画であります、これも10年間の計画になっているわけです。この計画は、地方自治法に基づいて作成しなければなりませんけれども、この合併で決めた事業計画との関係で、この計画の中にどのように載っているのか、案として示していただきたいと思えます。

2つ目の問題に移ります。

集中改革プランについて伺いますが、この問題についても、午前中から質問のやりとりがあったかと思いますが、この計画は、そもそも国の指導によりまして全国の自治体がつくって、その自治体のホームページに公開することになっています。国は、合併すれば財政がよくなるとか、やっていると誘導しました。しかし、合併しても財政がよくなることを国が一番わかっていたから、どうすれば自治体の財政を切り詰められるかということで、この方策が示されたわけですから、当面この5年間で財政支出を切り詰める方策としてこの計画を出したと思えます。

当面この5年間で有田川町の計画はどのようにしていくのか。昨年の総務文教委員会におきまして案を出していただきまして、簡単な説明を受けましたが、しかし、この案をそのまま実施していけば、住民負担と安易な民間委託、サービスの低下がきわめて予想される中で、4月から実施していくということであったと思えますから、この計画についても全容を明らかにしていただきたいことを、まず申し上げたいと思えますし、あわせて議員全員にこの計画書を出すことを求めておきたいと思えますが、いかがでしょうか。

第2点目として、これに関わって具体的にお伺いしますが、今計画している施設の統廃合の計画はどうか。

第3点目として、住民負担が増えるものはどういうものになっているのか。

第4点目として、4月から具体的に実施する計画があるものはどのようなものか、伺いたいと思えます。

さて3つ目に質問に移ります。機構改革について伺います。

この機構改革の案については、既に条例改正が行われておりますけれども、今議会で課設置条例の一部改正に伴って、現庁舎では、どこの庁舎にも職員を1カ所に集中しきれないという側面があり、機構改革も不十分にならざるを得ない側面があります。機構改革を進めれば進めるほど、1つの庁舎に統一しなければならなくなってきました。よって、庁舎が分かれている限り機構改革は難しい側面があるのを踏まえながら、そういう中で福祉関係と教育委員会関係、建設課関係、産業課関係など、住民との接点が極めて多い課において、住民の問い合わせや対応に十分対処できるのかどうか心配されるわけです。これは皆さんとともに共通の認識になっているのではないのでしょうか。そういう意味

で、改めて不測の事態を含めて住民のサービスをどうカバーされるのか伺いたいわけですが、先だって、金屋の地域審議会が開かれましたが、この中でも今の機構改革が早すぎるのではないかという意見も出るほど心配されているわけですが、いかがでしょうか。

第2点目として、機構改革による職員の配置はどのようになっていますか。また、昨年3月議会では、町長は、「同じ課の課長が何人もあるというような体制でいいのか」と答弁されているように、課長職の扱いについてもどのようになっているのか伺いたいと思います。

最後に第3点目として、保育所は、保護者が安心して働いて、その間に子育てにかかわるサービスを提供する役割があります。特に、保育所が、へき地保育所を入れて有田川町には11カ所あります。その中で様々な保育ニーズに対応しなければならなくなっている現状があります。合併によりまして、現在8人の保育所長がおられます。その中から総括所長もおられるとお聞きしています。このような中で、保育ニーズや保育の運営についても論議される機会が多いこの議会において、ぜひ総括所長に議会の出席を求めることを求めて、第1回目の質問といたします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

増谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、第1点目の金屋・清水地区の5カ年の建設計画についてということでもありますけれども、先ほどご指摘のあった10年間の533億円の事業費については、合併した当初の計画でありまして、5カ年間の金屋・清水の建設計画については、まだはっきりしたものが出ていない状況であります。

それから、集中改革プランについて内容を明らかにして議員に提出をせよということでもあります。平成19年の3月13日、有田川町行政改革懇談会に、この案についても諮問をしております。ほぼ原案のとおりよとの答申を得ましたので、3月22日の議会に、議員各位に提出をさせていただきたいと思っております。

それから、計画している施設の統廃合はどうかということでもありますけれども、統廃合については、いろんな統廃合をしなければならない施設が今後出てくると思っておりますけれども、この点については、19年度中は地元や関係機関と十分検討を重ねて、19年度中に方向性を出す決定をしていきたいと思っております。

それから、住民の負担が増えるものは何かということでもありますけれども、住民票とか印鑑証明等の発行手数料については、1件100円程度のアップを

検討しています。これも19年度中に十分検討し、まあ増額がやむなしとなれば条例の改正についてご提案を申し上げるつもりであります。

それから、4月から実施する計画があるものは何かということでもありますけれども、これについては、役場内の消耗品費と食料費、事務的経費の削減、それから町長、議長の交際費の削減、それから今回上程させていただいています町長、副町長、教育長の特別職の給与の見直しなどを実施いたします。

それから機構改革について、住民サービスの低下にならないようにというご意見でありますけれども、この点については十二分に配慮していきたいと思っています。住民サービスの低下にならないように機構改革というのを進めてまいっておりますので、住民サービスの低下にならないように十分配慮していきたいと思います。

それから、職員の配置と議会へ出席しない課長級はどうかということ、今回の機構改革で清水の行政局は別といたしまして、金屋庁舎、吉備庁舎の課長さんにつきましては、すべて議会に出席をさせる予定であります。

それから、各課の仕事量のバランスなどを課長から聞き取り調査、異動調書の内容等をもとに判断して、適切な配置を実施していきます。今回は、特に吉備庁舎、金屋庁舎、清水行政局の間に人事交流を特に配慮をしています。

また、金屋庁舎の総合業務課長、並びに今回新設しました環境衛生課長ももちろん議会へ出席をさせます。

それから、総括保育所長の議会への出席でありますけれども、保育所については、統括をしている福祉課長が対応し、今のところ別に問題が発生していませんので、今のところ保育所の総括所長の議会への出席は考えておりません。

○議長（亀井次男）

企画課長、山崎君。

○企画課長（山崎正行）

町長の補足答弁をさせていただきます。

まず、この4点目の長期計画にこの事業計画をどのようにのせていくのかという質問の答弁に補足させていただきます。

まず、長期総合計画の今までの経緯と今後について少し説明をさせていただきますが、長期総合計画の指針によって行政運営を行っていくというのはもう申すまでもございませぬが、長期計画の歴史というのは比較的浅いものがありまして、第1次長期計画は昭和56年に各旧町計画策定しております。それから平成3年に第2次長期計画策定してまして、平成13年から22年までいわゆる10年間第3次長期計画を策定しまして、いずれも10カ年の基本構想、5カ年の基本計画、それから3カ年の実施計画という仕組みと言いますか構成になっています。それぞれ旧3町とも、詳しくは省略させていただきますが、

いろいろと課題がございますので、個性と特徴のある将来像を策定しております。

それから重点プロジェクト、これもそれぞれ特徴のある戦略をつかって展開しておりましたところ、ちょうどその第3次長期計画の半ばにあたります17年に合併に入ってきたわけでございます。この合併に当たりまして、皆さん方もよくご存じの新町まちづくり計画、これを策定、合併特例法に基づきましていたしております。この長期計画のそれぞれの町の3カ年の実施計画、いわゆる実施決定した事業等については、この新町まちづくり計画に引き継がれております。それが今現在、その長期計画の1次、2次、3次それぞれ、ほんとに長期でございますので、そういう一連の流れという、時代を取り入れた形で進化しながら旧町はそれぞれ努力をされおりました。今そういうものを、旧町の100%生かそうということで第1次の有田川長期総合計画、これを計画審議会委員さん方とともに今策定をしているところでございます。これは平成19年から22年までの目標としまして策定をいたしております。

今現在は、進捗状況として、今後の予定等につきましては、基本構想の前段階でございます序論の部分を3月中に終わるという予定を目指しております、その後、基本構想の前段にあたります基本部分を6月中に完了を目指しているところでございます。基本計画につきましては、もう平行して着手はしておりますが、すべてこういう計画について8月下旬に長期総合計画審議会委員会の方から答申をいただく予定になっております。またこの計画書、自治法に基づきまして、9月の定例議会に上程をいたしたいという予定をいたしております。

それに先立ちまして、6月議会においては基本構想10カ年の構想に伴います中間報告をしていきたいと考えております。

増谷さんの事業計画、どのようにこの長期計画へ反映さすのかということでございましたが、この基本構想、先ほども言いましたが、10カ年の基本構想、5カ年の基本計画、3カ年の実施計画、この3カ年の実施計画時点でようやく事業量または財源の設定、実施時期これが出てくるわけでございます。これをローリング方式をもちまして、3年間でローリングしながら1年の予算を割り当てて事業を実行していくわけでございます。この先ほどから出ていますまちづくり計画の事業計画につきましては、一般普通建設事業費329億とまち交事業の財政計画に貼り付けた事業予算でございます。これにつきましては、ほとんどが実施決定をしていない実施見込み、または構想段階の事業が60%ぐらいは含まれていると思います。そういうことございまして、実施計画決定をしていないという状況の中で、まあ10年くりで計算をしておりますので、5年、6年という区切りの中で表現するのは今できれば差し控えたいと、このように考えております。と言いますのも、いろいろとそういう構想段階の事業

を公表すれば、いろいろと弊害が生じると、そういう可能性もございますので、まあその点よろしくご理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○2番（増谷 憲）

増谷です。再度質問いたします。

まず最初に事業計画の方から伺いますけども。今作成中で出ていないとか、いろいろと説明があったわけですが、要するに流れというのは、今年の3月議会でも私言いましたけども、計画の前半は合併前からの継続事業で、補助事業も若干使いながらですけども新規事業を抑えていくと。後半に新規事業をもって行って特例債を多く配分していくという構図にならざるを得ないということで、町長は大筋で答弁で認めたと思うんですよ。

一般会計と上水道会計の分を含めて、今地方債残高というのが、2万9,000人の人口で割ったら、だいたい1人当たり133万円を超えるぐらいの額になってくると思うんですよ。これに債務負担行為とか他の特別会計を入れたら、地方債残高で、まち交事業の関係も入れてくると、1人当たり150万円ぐらいの借金になってくるのではないかとというふうな推測もいたします。そういう中で事業を進めていかなあかんということになってくるわけですね。

町長は、今年の1月の地域まちづくりシンポで基調講演されましたね、20分ぐらい。そのテープ、私聞かせていただきました。その中でこのように言っているわけです。具体的な建設事業計画の中で「Aランクのみ10年間で消化していくということでスタートした」と言われているわけですね。そうなりますと、建設計画は旧町別に見たらAランクだけ違って、A、B、C、Dまで入れている旧町別の計画になっていますね。特に清水なんかは、AからDまで入っていると。あっ、これは町道の計画ですよ。町道の計画を例えば言いますと、清水ではAからDまで入っていると。町道計画だけ清水の場合見ていくと、全体の中でAランクの事業というのは、4つかそこらぐらいしかなかったと思うんですよ。その点で言いますと、全体の町道整備計画の額の割合、事業概算枠から見てAランクのみとなってくると、23%前後ぐらいしか消化できないという計算になってくるんですね。だから、この5年間の計画はどうなっていて、厳しい中でやっていくのは吉備を中心にした事業で、あと5年間は全く予測がつかない中で、こういう状況になっている中で、ほんとに金屋や清水がうまいこと行くのかなということで、我々議員や住民に納得させるようなものを出してほしいんですよ。だから何回も質問をするわけです。その点いかがでしょうか。

それから資料の提出については、できていなかったら出せないというのがありますけども、自治法の211条の第2項へね、議会に対して提出しなければ

ならないとなっているわけですから、その点きちっと認識しておいていただきたいというふうに思います。

それで第2問に移りますが、集中改革プランを出すということなんですけども、特に心配されるのは19年度の計画についてはあまり載せていないんですけども、案によりますとですよ、平成20年度以降でいろいろ出てきているわけですね。端的に載っていたので言いますと、保育所統廃合の問題とか、出張所の統廃合ですね、清水地区の。そういうのを具体的明記されていますから、その辺は本当に地元の関係とかいろいろとありますので、十分な論議をしていかなないと勝手に進めていってもらっては困るというふうに私は思っていますが、その点いかがでしょうか。

それから機構改革ですけども、先ほどの町長さんのご答弁でちょっと分かりにくかったのですが、今現に出席されていない課長を議会へ出席させるということととらえていいのですか。そんなに受け取ってしまったんですが、その点きちっと明確にしていきたいのと。

それから保育所の総括所長の出席問題ですけども、私は別に問題があるから出て下さいと言っているのではないんですよ。むしろ保育行政を充実させてほしいから言っているわけであって、ですから旧清水や金屋を見ますと保育所長は議会へ出席していたんですよ。あわせて私、担当課長にお答えいただきたいんですが、先ほど町長さんが言われたように課長で十分対応できるのかどうか説明していただきたいと思います。以上です。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

合併当初、その建設事業についてはAランク、それぞれの町の提出されたAランクのやつをやっていこうかということで決まっています。

ちょっと5年間厳しくて吉備ばかり使うんちゃうかというようなお考えであるようでありますけど、僕が言うたんが、今吉備がちょうど20年度、もとの吉備地区で計画したまちづくり交付金事業、これもう今年と来年で終わることになってます。それと大谷農道、これもちょうど同じ時期にかかってきまして、これも20年度に終わるということで、非常にこの2～3年は厳しいのかなということでありまして、そのために継続事業についてはカットするかそういう考えは一切もっていません。金屋地区あるいは清水地区の継続事業については、滞りなく進めていきたいと思っています。

それと保育所、出張所の統廃合については、実際保育所についても1カ所、あるいは出張所は今清水地区に2カ所ありますけれども、このことについてもやっぱり地域の住民のみなさんとの合意の上でなければ、なかなか保育所にし

ても学校にしても、みんなの、いろんな歴史とかありますので、地域の方々の理解の上でなければ統廃合はできないと思います。

それから課長のことでありますけれども、今回機構改革をやって、清水の課の課長は別ですけれども、吉備庁舎、金屋庁舎、新しくできた課もありますけれども、その課長についてはすべてこの本議会へ出席をさせますということがあります。

(「吉備と金屋の課長は全部ここへ」と増谷議員、呼ぶ)

○町長(中山正隆)

全部です。ここへ。

(「どうやって入れるんですか」と増谷議員、呼ぶ)

○町長(中山正隆)

ここへ入ります。

(「入るん」と増谷議員、呼ぶ)

○町長(中山正隆)

入ります。機構改革をやってね、今度は課長は3名減って、それで全部入ります。吉備庁舎、金屋庁舎の課長さんについては、新しく環境課とかそういうのも含めて全部ここへ出席をさせます。

総括所長の出席については検討させてもらいますけれども、今は福祉課が十分対応できていますので。

(「担当課長に答弁させてよ」と増谷議員、呼ぶ)

○町長(中山正隆)

はい、分かりました。

○議長(亀井次男)

福祉課長、東君。

○福祉課長(東 敏雄)

増谷議員のご質問は、福祉課長が町内へき地保育所も含めて11箇所の保育所すべて細かなことまで把握しているのかということであろうかと思っておりますけれども。

正職員、臨時職員合わせて職員が約100名、入所児数は19年度においては752名であります。随時に開く所長会などで、そのときに起きた事故への対応とか行事、運営などについては、大まかなこととは把握しております。ただ細かなことの隅々までと言われますと、そうはいかないのが現状でありますけれども、今後もしできる限り所長会等開きまして、把握に努めたいと思っております。

○議長(亀井次男)

ほかに補足ございませんか。

総務課長、須佐見君。

○総務課長（須佐見政人）

増谷議員の質問にお答えいたします。

今回、課長職で5名減るわけですが、その中で管財検査室、人権政策室、それとあとは吉備でも地籍調査課があったんですけども、事務所にかわっております。その3名の方については、議会の方へは出席しないんですけども、吉備庁舎で言いますと、総務課、企画財政課、住民課、税務課、それと情報管理課、それと会計課に今度かわります出納室が会計課、それと水道課、下水道課、建設課とが吉備庁舎から出ます。それとあと金屋庁舎につきましては、総合業務課長、福祉課、環境衛生課、産業課、地籍調査課、それと学校教育課、社会教育課。あと清水行政局につきましては、行政局長のみとなっております。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

最後の質問になりますけれども、最初の事業計画について再度お伺いしますが、議員に提出していただいた中期財政計画、5年間の計画ありましたね。これですけども。これを見ているとですね、投資的経費を私見ていたんです。そうしますと、5年間に限って推移を見えますとね、19年度で38億余りで、20年度が34億とか、23年度で25億で、この5年間で158億余りの計画になっているわけですね。毎年その増減を見ますと、だいたい3億余りの額で減らしてきているわけです。この単年度の投資的経費というのは、例えば、旧金屋の状況と比較してみますと、旧金屋では平成5年、6年が建設計画がピークだったんです。その単年度を見ますと、平成5年が33億5,890万ついているわけです、普通建設計画で。これがピークです。6年度が27億7,400万円ついているわけなんです、これと比較しましてもね、この単年度の投資計画の普通建設事業費というのは、162億の事業費の予算から見ますとね、私は過小評価しているのではないかというように思うわけです。実際はもっと組むのではないかというふうに見ているわけなんです、そうじゃなくてやはり財政が厳しいから率直にこれが精一杯だというふうに見ておられるのかどうかね、それが気になっているのと。

それから町長さんは先ほど継続事業は金屋や清水でやっていくということでもありますけども、じゃあ継続以外の新規は全く見えなくなってくるということになってくると思うんです。そこが一番心配するわけです。新規の中にも確かに見直しをして凍結や中止をしなければならぬ事業もあると思います。それを踏まえながら新規の事業については全く目に見えてこないということだと

思うんですね。だから町民は心配すると思いますので、その点もきっちりこれから計画の中で出していきたいと思います。

それからもうひとつ、最後の機構改革にかかわって、保育所の関係もありますけども。保育所の職員というのは、ほんとに今の子育てにかかわって重大な職責にあるわけですからですから、児童福祉施設の最低基準の中にも常に職員の能力を高めていこうということを文言で条文にはっきりと明記されているわけですね。ですからそういう意味で、切磋琢磨する意味でもこの議会に来ていただいて議員の町民の声を直接聞いてもらってね、やっぱり反映していただく必要があると思いますので、ぜひ、検討するのでなくて、次の6月議会からでも出席するよう求めておきたいと思いますし、それから議会に出席しない課長の扱いについては、私はたいへん、そういう課長さん方は苦勞されておられるのではないかというふうに気持ちを察するわけですから、そういう議会に出席しない課長についてはどんなに考えておられるのかね、その点も含めて答弁をいただきたいんですが。

最後に効率的な機構改革の簡単な提案ということで、私も言っておきたいのですが、1つは、職員定数の問題も出てきますから無駄な配置はいらないですけども、住民福祉を優先した職員配置になるということと、それから住民奉仕のために働くことを保障するという点、それから機構や手続きというのが住民から見てわかりやすいもので、しかもさっとできるような体制にしてほしいと。それから機構改革というのは常に絶えず求められてきますから、毎年見ていく考えていく、そういうふうにしていただきたいと思いますと思いますが、その点を最後に申し上げて質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

19年度の投資的経費が、少ないんちゃうかということでもありますけど、これはもう精一杯であります。というのは、朝からの23番議員さんにもお答えしたとおり、標準的な財政規模はこの町であつたらやっぱり92億円ぐらいかなと。

（「93億です」と増谷議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

93億かなということでもありますんで、今後それに近づけていかなければならないし、そこら辺も踏まえながら、これがいま精一杯かなという感じであります。

それから、保育所の総括所長の出席については、今後検討させていただきたいと思います。

それと議会へ出席できない課長と言ったら、清水行政局の課長さんのことだと思いますけれども。

(「金屋はないんですか」と増谷議員、呼ぶ)

○町長(中山正隆)

金屋はすべて出席になります。

(「なりますかね。金屋はすべてなりますか。」と増谷議員、呼ぶ)

○町長(中山正隆)

すべて出席になります。

今後、清水行政局の課長さんの議会への対応については、今後考えていきたいと思えます。

○議長(亀井次男)

以上で、増谷君の一般質問を終わります。

…………… 通告順 12番 16番(林道種) ……………

○議長(亀井次男)

続いて、16番、林道種君の一般質問を許可いたします。

16番、林君。

○16番(林道種)

議長の許可をいただきましたので、16番議員林道種、町長及び教育長に質問いたしたいと思えます。

春一番の好天候も過ぎ去って、今日あたり、だいぶ桜の花も膨らんできたような気配のする好季節を迎えることができました。「寒さ暑さも彼岸まで」このように言いますが、だんだんと季節が変化して住みよい季節になってこようと思えます。そういった自然の事柄については、私たちだいたい長年生活しておりますと想像ができます。しかし、そういった中、現在いざなぎ景気とかいろいろと言われております景気については、見通しのつかない昨今であります。そういった上で、早くまた地方にも景気が盛りかえってほしいという願いでいっぱいではありますが、現在のところ、いつも町執行部においても、また議員諸君においても、何とか町民のために一生懸命に努力を重ねているわけではありますが、そういった中、執行部におきましても日夜、一生懸命ご苦労くださっていることに対して、本当に敬意を表する次第であります。

そういった中、本論に入らせていただきます。

時間が過ぎてまいりますので、本論に入ります。(笑声)

まず、第1に義務教育での保護者の負担軽減についてという問題と、2番目に介護にかからない病人というか守りしにくいという病人ですね、そういった点、それからまた最後に、今回議案3号に提出されている3役の軽減について、

そういった3つの点について質問いたしたいと思います。

まず第1に、教育長にお尋ねいたします。

現在の高齢化が進み、子供を生む率がたいへん少ない。統計によりますと、もう1.2人とか。そういった夫婦が非常に多い。私たちが若い時分は、私の兄弟が8人、一生懸命にがんばったものと思いますが、私も4名でストップいたしました。私のまた子供が5人の子供を授かっております。天理さんて割とようつくる、そんな批判とも褒め言葉ともわからないようなことを言われた経験もありますが、そういった中において、やはり中にはたくさんの子供を育てている親も中にはおります。

この間、「ちょっと林さん」と言うことを呼び止められて、そうして頼まれたんです。どういうことかと言うと、「うちね、5人子供がいてる」と。5人子供いてるんやけども、その5人の子供に対して非常に心配してるんやと。あともう1人ぐらいできそうやと。「非常に少子化時代の今困っている時代にいいやないか」と言うのと、「いや、たいへんですねん」なぜかと言うと、学校へ持っていくお金、「お父ちゃん、お母ちゃん、今日はね、いくくら学校へ持っていかんなんのよ」と朝出されると。そうすると、「そんなないわ。また明日にしな」と言わざるを得ないようなこともあるそうであります。

そういったときにおいて、給食費1人当たり3,500円月に要るのですね。毎月。3人いっぺんに、まあ学校としては3人いっぺんに通知をもらってきて出さんなん。3人いたら1万500円一度に要るのですね。たいへんつらい。その給食だけではなくして、義務教育の中においても、やはり学級費というのといろんなことが要るのですね。学期末になりますと、1人の子供に約3,000円、また2,600円、また3,300円、それから5,161円とかね、いろいろと学級によって異なると思うんですが、非常にこの父兄の負担が多くなってくる。まあ、1人だけほか生まない家庭においては1人分で済むわけではありますが、3人、4人が学校へ行くようになると、その費用というのは、ばかにできません。

そういった上から、やはりこういったことにおいて何とかならないもんかなというご相談をいただいたわけでありまして。まあ、食べるんやから仕方ないわよ、学校で給食を食べてくるんやから払わなければならないということはわかっているけれども、やはりそういった上で、何とか3人目ぐらいから給食費がただにならんかな、という相談をいただいたんであります。そうした上で今後、給食費及び学級費を、そういった点においてももっともっとやはり考えていってほしいなど、このように思うわけでありまして。

次に、介護にかからない病人と出ささせていただいておりますが、先日、昨年の暮れでありましたが、ある「クオリティ」のような施設へデイサービスに行

っていたんですね。そして、そこで何かいただいたところ、のどを詰まらかした。えらいことやと言うて病院へ救急車で運ばれたんですね。救急車で運ばれていったんですけれども、その間半時間余りたっていると。そこで、酸素が頭に入らないから意識が不明になったんですね。それで入院をして3カ月意識不明で食べられないから、のどから、また鼻から流動物を入れて食べさせたり、また酸素吸入をやると。それがだんだんと日にちがたって、3カ月たったんですね。3カ月たったら、「もうこの病院も3カ月ほか置かれないから次の病院へ移ってください」ね、家庭につれて帰るわけにいかないんですね。だから次を探して、そして次の病院へまあ入ったんです。そこでまた、同じように管を通して食事を流動物を放りこみ、また酸素吸入をしておりますが、それがあと3カ月したら、今現在、入っている病院からまたどこかへ入らなければならないということになります。

先日、課長に電話で聞いたんであります。「これの手立てはどうしたらいいのかな」と言うて聞いたら、「それは自分で探してもらわなければならない」というような返事がございました。今朝、みのもんたのテレビが出てきまして、それを聞いておりましたが、「何十年か母親の看護をしていたけども、背中に床ずれをさせないでみてきたけども、もうとてとても助からん」というところでお母さんと相談して、そのお母さんを絞め殺したんや、その判決が出たということがありましたが、やはりそういったことが人ごとではないんですね。また、そういうような有田川町の中にも出てこないとも限らない。そういったときにも、やはり、それは個人でやりなさいじゃなくして、みんなが揃って何とかしようというね、この前向きな姿勢をやっていきたいと思えます。やります。

そういった点について、今後、何とか明るい答弁をお願いしたいと思えます。

では、皆心配してくださっているので、時間内に……。

議会の初日に出てまいりました議案第34号、35号についてであります。町長、副町長、教育長の給与の削減についてということで提案されております。現在のこの時代に、やはり苦しいんやから、我々も例え少しでも下げて、町民にこたえたいという前向きな姿勢がいいと思えます。しかし、もっともっと大きな、個人的な削減だけじゃなくして、もっともっと大きな削減できる点があるのではないかと。このようにいろいろの予算を見るときに考えます。そういった上から、まず提案された点については敬意を表しますが、この中において当分の間下げるということですが、当分という言葉とか、前向きな姿勢とか、よう考えておきますとか、そういう言葉だったらだいぶぼけてくるので、3カ月間やめるとか、私やっている間にやめるとか、はっきりと言うた方が皆わかりやすいなど、このように思うから、そういった点について私から質問いたし

ます。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

林議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず1番目の義務教育での保護者の負担軽減について、これについては教育長の方から答弁をさせていただきたいと思います。

それから、介護にかからない病人の対策についてでありますけれども、65歳以上の方であれば、介護が必要な状態になれば介護保険給付の対象になるわけですが、介護保険制度の中に、40歳から64歳未満の方が脳血管疾病や末期癌、初老期における認知症など、法律で16の定められた病に該当しないと介護保険が適用されないとされています。それで、入院されている病院から、林議員おっしゃるとおり、3カ月で退院を余儀なくされる場合があります。こういったことについては、医療相談員等などですね、相談員もありますし、その相談員の助言も受けていただけたら結構かと思います。ただし、身寄りのない方については、やっぱり町で何とか対策を講じなければならないんかなという感じであります。

それからもう1つ、町長、副町長、教育長の給与減額に対する当分の間と言えほどのぐらいの期間かという質問でございますけれども、もちろん我々3人、任期期間中の減額とさせていただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

教育長、楠木君。

○教育長（楠木 茂）

林議員にお答えを申し上げます。

義務教育での保護者の負担軽減についてでございます。

現在、学校で扱う個人からの集金については、給食費や学級諸費、まあ学級費ですけども、それとPTA会費などがあります。

そのうちの給食費あるいは学級諸費の支払い困難な家庭につきましては、要保護、準要保護、就学援助費の制度があるわけでございます。その制度の規定に合致すれば利用いただいているところでございます。PTA会費につきましては、各学校により差がありますが、兄弟2名だったら1名減と、3名だったら1名分もらうと、そういう軽減措置がとられているようでございます。なお、学級諸費は学力の向上、計算ドリルあるいは漢字のテスト、社会のテスト、そういうことに要るようでございます。それで学力向上や体育・食育の推進等の学習効果を図るために、各担任が創意工夫をしながら進めておるわけでござい

ます。今後できるだけ保護者負担を軽減するよう、校長を通じて指導していきたいと、そういうように考えております。

○議長（亀井次男）

福祉課長、東君。

○福祉課長（東 敏雄）

お答えいたします。

先ほど、町長の答弁で、65歳であれば介護保険制度に適用するということで。クオリティということを知られたんですけども、クオリティへ入所されたということは、恐らく65歳以上で介護保険に認定されている方だと思うんです。で、そういう方でしたら、福祉課なりへご相談いただければと思います。

ただ、先ほど言いましたように、医療相談員の、医療と介護というかたちになってきますと、若干違ってきますので、病院へは医療相談員というのが、先ほど町長の答弁ありましたように、あると聞いております。郡内では西岡病院、それから有田私立病院、済生会有田病院に常駐していると聞いてございますので、その方に説明を求めるとか、相談されたら今後の対応とかも教えていただけるのではないかと、そう思っております。

○議長（亀井次男）

16番、林君。

○16番（林 道種）

介護保険、私たちが月に3万円ほどの年金の中から介護保険をとっていただいております。介護にみてもらうということ、それはありがたいんですが、先ほど私言いました介護に行かないで、そうしてその介護によって守られていくという間、それはまだましですが、実際言うと、病院をたらい回しというかね、次々次々こう移って行かんなん、また探さんなん。まあ言えば、日高病院へ入院して3カ月したら、なんで、ほかの病院ではまた保険もかかるし見てくれるのに、その病院が一たん3カ月で打ち切らんなんのかなという不安と、それからまた次へ移って3カ月して、それが何年か何十年かずうっといったときに、やはり先ほど言ったように、もう大変やと、子供たち、またすべてが思われんように、まあその手伝いというかね、できるように、それを今聞かせていただくと医療相談員があるんやということでございますが、その医療相談員と相談しながら同じ病院でもっと延期できないのかなということを一度検討していただい。このように思います。

それと教育長ですが、たいへんまあ、予算のない中からのやりくり大変と思いますが、私たちの学校へ行く時分は、また私の子供の代でもそうだったんですが、わら半紙へ先生がガリ版で、手の汚れるガリ版でシュッと刷っていたん

ですが、それが今もう絵の描いたピカピカのきれいな用紙を使っているって、子供は幸せやなと思っておりますが、まあそういった上も、もっともっと勉強してほしいと、このように思います。

時間ですので終わります。

○議長（亀井次男）

以上で、林道種君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 14時07分

再開 14時19分

~~~~~

…………… 通告順13番 3番（堀江眞智子） ……………

○議長（亀井次男）

再開いたします。

続いて、3番、堀江眞智子さんの一般質問を許可します。

○3番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

子育て支援について、まず最初に質問をさせていただきます。

まず最初の項目として、保育料についてお伺いをいたします。

低率減税の半減が保育料に影響しないように所得税額区分の変更が4階層から行われましたが、もちろんこの有田川町ではもともと国の高い基準ではなく、自治体の努力により今までも保育料を低く抑えている現実もあるところですが、2階層・3階層では町民税非課税や課税世帯の変更が出てくる恐れもあり、実質保育料負担が高くなることが予測されるのではないか、このことについて影響があるのとらえているのか、ないのかお答えください。

それから保育の充実について質問をさせていただきます。

新町の具体的施策において、保育の充実及び子育て支援について4つの主要の施策が掲げられています。町長が先日の国際女性連のあいさつの中でも紹介をされていましたが、藤並保育所では4月から、朝7時から夜7時までの長時間保育、日曜保育が始まるということで、また0歳児からの保育も始まるということで、少しずつ保育サービスの充実は進んでいる気がいたします。各地域の保育所でも保護者からのニーズが今すぐあるかないかに関わらず、いつでも親が気兼ねせずに長時間保育を保育所に頼めるよう、また保育所は受付ができるような態勢をとることが大切ではないかと思われま。

そこでお聞きをいたしますが、保育士の確保はもう既にできているのかお伺

いをいたします。また、現在パートでも日曜日に勤務できるかどうかが優先順位となり、子育てしているから優遇されるパートの仕事など、そう簡単でないのが現実となってまいりました。日曜保育に別途料金が要るのは、せっかくの施設整備や保育の充実を掲げても親はしり込みをするのが現実です。日曜保育料金は別途加算だけではなく、平日の休みと振りかえるようにするとか、方法を考えるべきではないでしょうか。

そして、その他についてお伺いをいたしますが、3点お伺いをいたします。

給食調理員について、それから保育士の配置について、それから駐車場の確保についてお伺いをいたしますが、これは藤並保育所の方からも要望が出ていることと思いますので、お伺いをさせていただきます。

4月から始まる保育所で0歳児からの保育を始めるに当たり、前期・中期・後期と3段階の離乳食では、きざみ方や見方がそれぞれ違い、作業時間・手間の増大が必ず出るからです。保育所からも要望が出ていると思いますが、給食調理員の補充が必要なのではないか、お伺いをいたします。

それから、保育士の配置についてお伺いをいたします。

合併に伴い、清水から吉備、吉備から清水へと職員の交流が図られているところですが、一般事務作業とは違うという面を持っている保育士については、仕事時間のことや心の余裕を考慮し、極端な遠隔地への異動については十分に本人の希望を優先することが重要であると思いますが、どう考えておられますか。

それから次に駐車場の確保についてお伺いをいたします。

藤並保育所には、保護者の人数に見合うだけの送迎のための駐車場がありません。幸い今は南に新設をされた道路が開通していないため駐車場の役割が果たされているところですが、開通すればたちまち送迎の時間には交通の妨げと子供が事故に巻き込まれる可能性も出てくるのではないのだろうかと心配になるところです。このことについてご答弁をください。

次に障害者の支援についてお伺いをいたします。

自立支援法の施行に伴い、作業所への通所に利用料や食費がかかるということは、もう皆さんご存じのことだと思いますが、働いて支払われる賃金が減ったり、働いた賃金よりも余計に支払わなければならないとなったり、そのため作業所への通所回数を減らしたりしなければならないという事態が全国的にも多く出てきているところですが、その声はこの有田でも聞かれます。例えば、孫さんが作業所にがんばって通っている喜んで受け取ってくる賃金の倍の額を利用料、食費として支払わなくてはならない。「こんなことを本人へは言えやんよ。でも、そのうちわかってくるやろから、悲しむやろうなあ」と話されていました。また、ここに作業所に通う女性の作文があります。皆さんにも一度聞いて

いただけたらと思います。この文章がもし自分の子供が書いたものであったらと思いながら聞いてください。

「最近困っていること。4月から自立支援法が始まって困っています。1割の利用した負担や給食費にお金がかかり大変です。私の作業所の仲間には医療費や作業所の利用料を自分の工賃で払っている人がいます。作業所の工賃1人平均は1万7,000円です。その人は毎月1回の通院に5,000円かかっています。利用料も払っているのに、自分のお小遣いがありません。休日にみんなと遊びに行くことができないし、かわいい服も買うことができません。利用料も今まだ補助があるので払っていますが、補助がなくなってこれ以上高くなると払えないです。作業所に通えなくなってしまうのです。その人は、なりたくてなった病気じゃないのにと、いつも悩んでいます。また、ある仲間は、作業所に通うのに電車代月7,000円、自転車を預かってもらうのに2,000円かかり、利用料も自分の工賃で払っています。全部払うと工賃がなくなってしまう。歯医者に行くお金もないです。病気にかかったらどうしようと、いつも不安に思っています。制度がかわって給食費も要るようになりましたが、毎日献立の違う給食であったかいご飯を食べれて、とても楽しみにしているのに、これ以上給食費が高くなったら食べられません。楽しみが1つなくなるのです。給食で初めて食べたものがたくさんあります。どうか私たちの楽しみをなくさないでください。働いて工賃をもらっているのに、なぜ利用料を払わなければならないのでしょうか。私は利用者負担が高くなり、母に作業所をやめろと言われました。私は作業所にこれからもずっと通って、みんなと一緒に作業をしたいです。また、医療費も高いので病院にも行けません。でも薬を飲まないで発作が起こってしまいます。医療費を安くしてほしいです。家族に負担をかけないで安心して暮らしたいです。今は、病気になったらどうしようか、作業所に通えるのかと将来が不安で眠れないときがあります。自立支援法は、私たちの生活を苦しめています。この法律を見直してほしいです」

このような作文を読んで、涙が出そうになりますが。

そしてまた、これは精神障害の方のグループホームでも運営がたいへん厳しい状態である現実があります。毎日の仕事も決まっているわけではなく、生活もたいへんです。以前に質問をしたことがありますが、今こそ通院医療費の助成が必要となっているのではないのでしょうか。真剣に検討するときは今だと考えます。有田郡市で検討するというのではなく、せっかく合併して多くの人口の町になったのですから、有田郡市の福祉の向上を引き上げる先頭に立つことができるのではないかと思います。

これで1度目の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

堀江さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず最初、保育料についてでありますけれども。

保育料については、住民税が課税世帯であるか、非課税世帯であるか、また所得税が課税されているか、その額がいくらなのかということで決定をさせていただいています。

まず今回の税率、所得税あるいは住民税の税率の見直しによって、所得税が減額されますけれども、19年度の保育料については、18年度の所得税と18年度の住民税の課税世帯、非課税世帯により決定をいたします。例えば18年の所得税が上がった場合とか、住民税が非課税世帯から課税世帯となったなどであれば、保育料の変更も考えられますけれども、今回の税率が変わることによって保育料への影響はありません。

次に、保育の充実についてでありますけれども。

19年度から藤並保育所で0歳からの保育と日曜保育、一時保育、それから子育て支援センターを実施します。日曜保育については、8時間以上の保育を考えていまして、一時保育については、半日保育からを予定しています。またシルバー人材センターでは、現在金屋で実施している子育てランドを藤並の神社の参集殿の1室をお借りして、子育てランドを藤並地区でも行っていきます。シルバーの方は夜9時半までお世話をしていただけることになっています。

また、保育所の充実についてでありますけれども。

調理人の補充とか保母さんの補充については、福祉課長の方から補足説明をさせていただきます。

まず保母さんの異動でありますけれども、現在、清水地域から藤並保育所へ通ってくれている方、あるいは吉備地区から清水地区へ通っている保母さん、何人かいらっしゃいます。それでまあ、そういうこと、特に女の人については、いろんな困難なことが多い、困難なことがあると思います。基本といたしまして、やっぱりこの旧3町間の職員の人事の交流というのが前提でありますけれども、今後そういった地域の状況も考えて、異動については慎重にさせていただきたいと思います。

それから、駐車場の確保でありますけれども、現在開通していません県道の吉備バイパス、確かにあそこを利用して使っています。間もなくこれもですね、そう何年も先ではなしに、信号機もつきましたし、また保育所から西の道路計画も着々と進んできていますので、この道は使えなくなるということで、非常にこう、駐車場については若干不足するんかなということで、まあその時点に

なっていますね、また近くの遊休地などを借りられれば、その方向で検討していきたいなと思います。

また保育料ですけれども、現在ですね、階級によっては国で定められた基準よりか50%以下の階級もあります。それでまあ、今後そこら辺りの動向を見ながら、若干上げていかなければならないこともあるかも知れませんが、現在は予定はしていません。

(「それ保育料ですか」と堀江議員、呼ぶ)

○町長(中山正隆)

保育料です。

それから障害者の支援についてでありますけれども。

これ自立支援法の改正で、去年の4月から食費の自己負担と利用者の1割負担が実施される中、去年の10月から手話通訳の派遣や吉備福祉センターに設置しました「サポートセンターゆめ」の立ち上がりなどの事業を実施してまいりました。また、コスモス作業所による学童保育、児童デイサービスへの支援として、わたぐも教室ややまびこ作業所への運営補助を行っていております。

今回、国は通所施設、在宅サービス利用者負担については、社会法人減免措置により所得区分に応じて設定されていた負担上限月額を原則2分の1に軽減する措置を実施してきましたけれども、障害者が働く工賃よりも利用料が高いなどといった指摘を受け、19年の4月から負担感の大きい通所施設や在宅サービス利用者等の低所得者に対し、資産が一定以下であれば負担上限月額を経過的に原則4分の1とする通所施設在宅サービス等の利用者負担軽減改善特別措置を実施し、利用者の軽減を図ることになっています。町は今年度の予算において手話サークルの立ち上げを計画いたしました。視聴覚障害を持つ方々とのコミュニケーションを図ることを目的としているところです。また、やまびこ作業所や湯浅町のふれあい作業所などの小規模な作業所において、障害を持つ方が地域生活を営む上で非常に重要な役割を担っていると考えています。有田川町の広域な地域性も含め、障害を持つ方が行き場所がないというようなことにならないよう、できる限り支援を続けて考えていきたいと思っています。

今回3年間の特別措置により入所、グループホーム、ケアホーム入居者に対しまして、工賃が年間28万8,000円まで手元に残るように工賃控除を行い、食費、光熱費については工賃の半額を負担することとしてきたんですが、今回の改正により、工賃が年間28万8,000円までは低率負担と食費・光熱水費が全く負担がかからないように控除が行われます。有田川町の対象としましては、入所授産施設1名、これが由良のみりの園であります。グループホームに入院して、おもと園やつくし共同作業所などに通所されている方が対象となります。グループホームに入居して通所されている方は現在3名おります。

19年の4月から負担感の大きい通所施設や在宅サービス利用者等の低所得者に対し資産が一定以下であれば、負担上限月額を経済的に、先ほど申し上げたとおり4分の1とする通所施設在宅サービス等の利用者負担軽減改善特例措置を実施した場合には、この措置を講じた場合には、有田川町での対象者は80名ぐらい、利用者に軽減措置の申請を出していただくよう、現在通知を出しているところであります。

以上です。

○議長（亀井次男）

福祉課長、東君。

○福祉課長（東 敏雄）

補足説明をさせていただきます。若干、町長の答弁と重複するところがあるかと思えますけれども、ご理解いただきたいと思います。

まず、4月からの藤並保育所で実施する日曜保育及び一時保育について、概略を説明いたします。

日曜保育、一時保育ともに、基本的には、その保育所に登録をしていただき、当面は8時間以上を設定して、利用者の状況を見ていきたいと考えてございます。当面は藤並保育所のみでの実施を予定しておりまして、町内全域の児童を対象といたします。

また、一時保育につきましては、1日であっても、例え半日であっても預かりますけれども、保育士の配置の都合もありますので、できましたら前日ぐらいいまでに予約をいただきたいと思います、ご連絡をいただきたいと思います。

それから一時保育についての保育料ですけれども、通常保育の保育料とは別料金を設定したいと考えてございます。1日2,100円、半日であれば1,050円を予定しております。

日曜保育の現在の申込者数については10人程度となっております。

また、先ほど町長が答弁いたしましたように、シルバー人材センターでも一時預かりをいたします。また、日曜保育も実施いたします。料金については、午前7時から6時までは時間当たり500円です。それから、夕方の6時から夜の9時半までは時間当たり750円となっております。

それから、先ほど言いました0歳ですけれども、藤並保育所の0歳児、それからシルバーともですね、幼児については、首のすわるというか安定のする6カ月以上をお預かりしようとしてございます。

それから休日保育ですけれども、日曜日ですのでお弁当を持ってきていただきたいと思います。それから料金については、その日その日に帰りしなにいただきます。

それから一時保育ですけれども、今言いましたように4時間未満であれば1,

050円、4時間以上であれば2,100円で、年齢による区分は設けません。町内に住所を有する、また保育所に入所していない児童であれば、生後6カ月以上であれば、理由は問わずに保育させていただきます。藤並保育所で登録いたしますので、最寄の保育所で登録していただければ、その保育所から藤並保育所へ連絡が入るということです。福祉課へ持って来ていただいても結構です。

それから保険ですけれども、事前登録時に加入していただいて、保険の掛金は年間375円を予定しております。

それからそのときの保育士ですけれども、延長保育の担当の保育士かフリーの保育士が担当いたします。

それから保育料の件ですけれども、税率による直接の影響というのではないと思うんですけれども、ここで若干、保育料の算定についてご説明申し上げます。

保護者が提出した源泉徴収票や確定申告に基づいて、4月に保育料の仮決定をさせていただきます。それから6月に18年度の所得が、今、確定申告やっておりますけれども、所得が確定されますので、税務課の資料に基づいて再度保育料を算定しなおします。それから7月には変更なった保育料を決定通知をさせていただきます。所得税の確定により算定しなおした後、保育料を決定させていただきます。その場合、保育料がかかった場合は4月にさかのぼって変更させていただきますし、4月から6月分の差額を還付または徴収させていただきます。8月以降については、所得の修正申告等により所得税がかかった場合、保育料を選定しなおします。先ほどと同じように保育料がかかった場合は、4月にさかのぼって還付か、また追加で徴収させていただきます。これは国からの基準保育料の値上げではありませんで、所得税の税率の導入により随時の保育料は変更いたしません。

それから給食調理員の件ですけれども、0歳児を今後、藤並保育所へ入所していきますので、今の現体制では無理だということを聞いておりますので、人事担当の方へ1名増員してほしいということを要望しております。

それから、保育士の配置と駐車場の不足については、先ほどの町長の答弁とおりとさせていただきます。

それから障害者対策ですけれども、今後の取り組みをどう考えておるのかということでございます。これも町長の答弁と若干重複するのをお許しいただきたいと思います。

今回の改正点では、原則として所得、収入に応じた1割の自己負担、または自己負担の増減額には変更はございませんけれども、20年度までという期限付きであります。今まで社会福祉法人の事業所を利用しなければならなかったんですけれども、新制度では事業登録をしているすべての事業所が対象となります。ただし、やまびこ作業所、ふれあい作業所等については無認可であります。

ので、今回の対象とはなりません。

また、減免制度の対象者が拡大されて、資産用件として現行は収入150万以下、家族1人に対して100万の加算があり、また預貯金350万以下、家族に対して100万の加算がありましたけども、今回の特例措置によって、収入が600万以下で家族加算なし、預貯金が500万以下であれば、家族がおれば1,000万に増額されます。また、減免措置を受ける場合には、例えば現行の負担上限額が低所得者1の場合、非課税世帯で収入が80万以下の場合の方ですが、7,500円の負担であったのが3,750円となります。

それから、ほかの市や町ではやっておるということもございますけども、田辺市や日高川町、紀の川市などについては、通所施設の利用者に対して補助を実施しております。また、古座川町とか串本町でも利用者負担に対する補助を実施していると聞いております。郡内1市3町でこういった話は担当課長、担当者を交えて話をするわけですけども、今のところこういった補助については、議題にはのぼるんですけども、非常に財政がきついということで、補助の対象には、補助のことについては考えてございません。ただ、昨年10月ですか、1市3町の課長らが寄りまして、せめてストマだけはいつも体につけとかな動けんということですので、日常生活用具のストマについては無料ということにさせていただきます。それは1市3町で無料ということにさせていただきます。

以上です。

○議長（亀井次男）

3番、堀江さん。

○3番（堀江眞智子）

再質問をさせていただきます。

ご丁寧なご答弁をいただきましたが、保育料については、その低率減税の影響がないと思うというふうな答弁をいただきましたが、2階層、3階層では前年度の18年度の所得の税額によって決まるということで、かわってくる場合があるのではないかということが、これは「生活と健康を守る新聞」ですが、これはいつも暮らしに役立つ制度とあって、こういうわかりやすいまとめをしてくれている新聞で、私たちも勉強させてもらっていますが、ここの中に、「第3階層以下ではどうですか」ということで、かわっていませんが……。あ、第2階層と第3階層の違いは住民税のみが課税されているかどうかということになってくるので、低率減税の減額廃止に伴う手直しがないということで、低所得者世帯では上がることもあるというふうに書かれています。このことは、この後ちょっと調べておいていただきたい、今年度で調べておいていただきたいなと思います。

それから、保育の充実について答弁をいただきましたが、先ほど保育料金の別途加算、日曜日の保育料金については別途加算ということをお聞きしましたが。例えば、1週間働くんですけれども、平日が休みで日曜日が仕事やという人も世の中にはたくさんいてるわけで。で、1週間預けて日曜日も子供を預ける、自分の休みの日に、仕事の日曜日には見てもらって2,100円払うということになると思うんですけども、自分の仕事の休みの平日には子供を見たいと、わざわざ保育所へ預けるということはないということと言うたら、1週間のあれで言いますと、何らかわりがないということで、別途加算というのは、ちょっとやっぱり考えなおさなければならないことでは、その人その人によって考えなあかんということはあるんと違うかなと思うんですけども、これは子供を預ける母にとっては切実なんです。

それとまた、この保育所入所申し込み時の提出についてという中で、ちょっと文面を読まさせていただいたんですけども、そのことについては金額の記載もなく、ちょっと親がしり込みするようなかたちになったんではないかということで、まだ現在のところ申し込みはないと聞いております。そのこともやはり親切に書いておくべきではないかと思いますが、その親切に書いておくべきではないかという点で言いますと、私が思いますに、例えば、まだ現在仕事をしていなくても、子供を4月から預けて仕事をするということを考え、保育所確保が必要な方はいてると思うんですよ。そんな方も預かってくれるのかどうかというのを事前に知りたいと思うはずですので、そういうことも相談にのるというふうなことを一言書いておくことが大事なんじゃないかと思います。最近ちょっと、若い方とお話することがありまして、よそから来た人だったらシステムがよくわからないと、吉備は保育所しかない。こういう文書だけ見たら、うちの子は預けられないんと違うかなという不安があるという話をされておりました。そのことについて、一言付け加えさせていただきます。

それと、給食調理員の増員は人事の方へ申し込んでいるということですが。ということは、まだ確保が決まってないということなんですか。4月からなんで、もうまたすぐにいるということで、そのところについてちょっと答弁をいただきたいなと思います。

そして、駐車場のことに関しては、このあと検討するということですがけれども、また開通も間近ということで、幸い藤並保育所近辺には今のところ広い土地がたくさん残っていて、地価も高いでしょうが、購入や借上げの計画を立てなければ、何かあってからでは取り返しが見つからないと思うんですね。子供が保育所に通っているときこそ親同士のつながりというのが深まるべきであると、私自身の経験からもそう思うのです。また、地元の畑地や空き地のある近くの住民の中には、道がよくなってとてもいいことやけれども、パチンコみたいな

環境によくないものがくると困るという、やっぱり声もあるんです。それで、自分とも土地持ってるんやけれども、何かに借りに来られるよりも先に町のそういう公園とか駐車場とかそういうふうなのに借りてもらえた方がうれしいなという人も中にはいます。何か規制をかけることができないのかなということを考えている人もおられます。そのことについても早く、今から考えるというのではなくて、もうすぐに検討しなければならないことではないかと思いますが、そのことについて、すぐ検討するか、すぐしないのか、お答えいただきたいと思います。

障害者のことにつきましては、私はよその市とか比べるというのがあまり好きではありませんけれども、子供に教育をしていく中でも昔から人のよいところを見て、悪いところを見るのと違って、ええところを見て向上していきなさいよということは教育の中ではよく言われることやと思うんですけれども、例えば障害者のことにつきましては、減免制度もあるということですが、先ほど課長も言われましたように、昨年度の実績で利用料の人数の一番高い月を基準として、もう今年度からその予算を組んで、まあ市と町の違いもあるでしょうけれども、人口で言いますと御坊市が2万8,000人、予算の総額から言いましても115億7,000万ということで、人口もうちの方が多いですし、予算規模も本町の方が大きな予算となっておりますので、そういうことが現実にはできるのではないかと、やる気になればできるのではないかと思います。昨年の障害者のシンポジウムでも、有田市の課長さんとか、うちの課長さんもお出でになってくれてたかな、そんな中では、やはり福祉の向上というのは大切なことやということで話をされておりましたので、私も安心してたところですけども、ぜひね、この有田の中で考えたときには、うちの町の町長さんも課長さんもできるだけ何とかしたいという方向で話は今までもいろんなところでされてきていると思います。よその町に引っ張られるのではなく、この有田の先頭に立って、福祉をよくしていこうというふうなことをしてもらえたらなと思いますので、そこのところについて答弁をいただきたいなと思います。

○議長（亀井次男）

福祉課長、東君。

○福祉課長（東 敏雄）

お答えいたします。

確かに保育料については、第1階層は生活保護になる保護世帯、それから2階層、3階層については非課税世帯かそうでない課税世帯かに別れております。それで、先ほど町長の答弁にもございましたように、各階層によって国からの徴収基準額以下で有田川町の保育料は決定されております。例えば、国が9,000円を徴収基準とするときに、町は5,000円をいただいております。

すね、7万7,000円を徴収しなさいよというところについては2万7,000円というようなかたちで、35%というようなかたちでさせていただいております。ただ、これも財政事情が非常に厳しくなれば、今後この%を、いずれも60%ぐらいを切っておりますので、最低50%一律に上げるか、もう少し低いところをちょっと上へ上げるか、また財政事情によって、また検討をしてみたいかなんかなと思います。

それから税率の変更のことなんですけども、現在まだ国からの徴収基準額の通知が来ておりません。それが来てから決定していくかなと思います。それから先ほど説明させていただきましたことを勘案しながら決定していこうかなと思います。

それから2,100円とか1,050円とか書いていなかったということなんですけども、非常に申し訳なく思っています。というのは、まだそのときには実は人員もきちっと固まっていなかったし、どれだけあるかということもまだわからなかったということも、まあこれは弁解になるんですけども、あったし、そういうこともあったんです。それで、もしそういうご相談がございましたら、いつでも福祉課へ来ていただくか、電話でも対応させていただきますので、もしそういう問い合わせがあればよろしくお願ひしたいと思います。

それから調理員の件なんですけども、先ほども言いましたように、人事係の方へ、今3名なんですよ、それを1名増員しないと、とても0歳児をみた場合に、給食はやっていけないということで要望しているところです。

障害者の件なんですけども、実は今、湯浅のふれあい作業所が元の職業安定所、50年ほど前に建てられた職業安定所の跡地を利用しているんですよ。それで、その3障害に対応した施設にやっっていこうと思ったらバリアフリーにせないかんし、トイレも直さないといかんしというようなことがいろいろあって、それをやるにも木造とモルタルが老朽化しておると。それで今、町長にもお願ひをしてるんですけども、各区長さんが寄ったときに、そういった公共的な空き施設というんですか、そういうところがないか1市3町で一度検討してほしいよということで、お願ひしているところです。ただ、場所的にも、17人、指導員も含めると二十何名になりますので、かなりの場所がほしいかなと思ってございます。

先ほど、有田川町がリーダーシップをとってということをお言われたんですけども、別に手前味噌で言うわけじゃないんですけども、ストマの件については、有田市も湯浅町もちょっと難色を示したんですけども、広川と一緒にあって、ストマぐらいは、ストマぐらいという言い方は悪いんですけども、ストマは体から常時離すことができない、もう常時離すことができないということも含めて無料にしていこうということで、まあ有田市と湯浅町を引き込んだというか、

頼み込んだというような経緯でございます。それで、これからもできるだけ、そういうようなことになればいいんですけども、財政と相談しながらやっていきたいなと思います。

○議長（亀井次男）

3番、堀江さん。

○3番（堀江眞智子）

課長の力強い答弁をいただきましたので。予算が厳しいときでということで、前向きな検討はしてほしいんですけども、この御坊市の予算の中で、来年度19年度いくらの予算を取っているかということと言いますと、500万円の予算措置で済んでいるということですので、やっぱり検討できる課題ではないかなと思います。今以上のがんばりを見せていただきたいなと思います。

そして、保育所のことにつきましては、町長の、これはシンポジウムでの話だと思うんですけども、少しでも若いご夫婦の方の共働きの助けになるのであればというようなお話をされています。事あるごとに若い方の力になってくれるということにはわかっております。昨年9月議会では、保育料は当分上げていることは考えていないと答弁をされておりました。先ほど上げていかなければならないと言われましたけれども、これから若い世代は、収入の面でも今以上に少なくなってくるのではないかということが見込まれますので、国のそういうことには負けずに、今を維持するなり、もっと下げる努力をするとか、とっていかなければ、町長さんの、その若い人にどんどん住んでもらいたい、若い人が住んでくれて、そして子供が多い町になることにがんばりたいというふうな力強いシンポでの発言をされています。そういうことになりますと、やっぱり思い切った手立てをとらんかったら、保育料を低くするとか、それはどう考えるかは別として、そういう手立てを取らなかつたら、やっぱり若い人、このままでいてたら増えてくれることは考えられないのではないかと思いますので、そここのところについても、これは私の要望となりますけれども、そのようにしてほしいなと思います。

先ほども言わせてもらいまして、しつこいかと思いますけれども、よいところを見習って、悪いところを見習うのではなく、そういう気持ちでがんばってくれたら、本当によい町になるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（亀井次男）

以上で堀江眞智子さんの一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

…………… 諸 報 告 ……………

○議長（亀井次男）

日程第2、諸報告を行います。

議会広報編集特別委員長から、正副委員長互選による、その結果の報告を受けていますので報告します。

委員長に岡省吾君、副委員長に増谷憲君、以上の方々が、それぞれ議会広報編集特別委員会の委員長、副委員長に決定しました。

以上で報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回の本会議は3月22日、木曜日、午前9時30分から再開します。

~~~~~

散会 15時10分

